

○事務局 それでは、定刻ですので始めさせていただきます。1時から2時までは「森林管理について」です。いただいている回答の1ページから18ページまでになります。最初に回答の御説明をいただきまして、その後、質疑とさせていただきます。早速ですが、よろしく申し上げます。

○矢部課長 それでは、よろしくお願いいたします。それでは大きな時計文字のI、「森林管理について」の1番の「森林のモニタリングについて」のところから御説明をさせていただきます。林野庁の計画課長、矢部でございます。よろしくお願いいたします。

では、「森林のモニタリングについて」のまず1つ目の御質問でございますが、第2次答申で今後の森林・林業施策の評価・立案、それからデータの分析・活用を行った上で、更なる調査が必要と判断された場合にあっては、定点観測プロットの追加、あるいは調査内容の収集データ対象拡充ということにつきまして、きちんと検討をして、モニタリング調査の充実強化を図るべきであるとされたところでありますけれども、現在の取組状況を教えてくれということでございます。

モニタリング調査につきましては平成20年度、今年度、全国的に2巡目の調査が完了するというところでございまして、現在、学識経験者などから成る委員会を設けておりまして、この中で調査結果の集計方法、あるいは時系列的な分析の手法について検討を行っているところでございます。

この中で調査項目の加除等についても検討を行っておりまして、3巡目の調査がより適切なものになるよう努めているというところでございます。

それから、(2)の質問でございます。海外には、どのようなモニタリング調査を実施しているのか、具体例とともに教示願いたいということでございます。

資料の一番後ろの方に、横紙でございますが、各国の国家森林資源調査の概要と調査項目、主要国の実施状況を整理して付けさせていただきます。各国ともほぼ我が国と同様な内容での調査を実施しているということでございますので、御覧をいただければありがたいと思っております。

それから、3つ目の御質問でございます。モニタリング調査結果をどのように活用しようとしているのかということでございます。現在の森林資源モニタリング調査につきましては、森林簿では十分に把握できていない下層植生、あるいは生物の多様性に関するデータも含めまして、時系列でその変化を分析することが可能となる重要な調査と認識してございまして、国際的な検討作業、それから森林計画に基づく施策のより効率的・効果的な運用・実施、こういったものに活用しまして、我が国における持続可能な森林経営の推進に役立てていく。こういう考え方でございます。

4つ目の御質問でございます。モニタリング調査では定点観測プロットの間隔を4kmごととしておりますけれども、そもそも4kmとした根拠、それからモニタリング調査の充実強化のためには定点観測プロットはどの程度であれば十分だと考えているのかということでございます。

我が国の森林は非常に多様な森林になってございまして、また食性の種類も極めて豊富であるということございまして、学識経験者などによる検討におきまして、プロット設定に当たりましては森林を適切に把握できるレベル、統計的に誤差率が5%以内ということが必要だとされておりまして、4kmメッシュといたしました場合の誤差率につきましては、4.3%と試算されてございます。

また、系統抽出法を採用しているほとんどの国におきまして、格子状に測定プロットを配置をいたしまして、その間隔を4km前後としていること。これらのことから精度を維持して必要かつ効率的なモニタリング調査を実施するために間隔は4kmを採用しているということございまして。

それから、2つ目の森林の機能区分についての御質問でございます。まず、1つ目が森林・林業基本計画におきまして森林の機能を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」、3つに区分していますが、そもそも3つに機能区分をした理由、目的、法的根拠を教示願いたいということございまして。

お答えの方は、これも昨年、御説明をした内容と重複する部分もございましてけれども、森林の機能はそれぞれ、いろいろな機能を有しておりまして、濃淡はそれぞれございましてけれども、重疊的に機能を発揮しております。

特に我が国の場合、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁しておりますので、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存するケースが多い。こういうことございまして。このため、個々の森林の取扱いにつきましては、自然的条件、それから地域のニーズ、これらのものに合った機能間の調整を行って、より適切な森林の整備・保全を進める必要がある。そういうことございまして。

このため、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を明らかにして、森林所有者はもとより、地域住民等の理解を深め、更に計画的・効率的な森林の整備・保全を進める上での指針ということで、3つの重視すべき機能に区分したということございまして。

区分に当たりましては、水源のかん養機能、山地災害機能を発揮させる森林整備は、いずれも根系の発達という共通事項がございます。そういうことで、人工林とか若齢の天然林に係る取扱いといたしましては、非皆伐等の伐採面積の縮小、それか長伐期化等の類似点がございまして。また、流域の保全としてのとらえ方ができるということで、これらを水土保持にと整理をしておるところでございます。

また、2つ目でございますけれども、生活環境の保全機能、あるいは保健文化機能を発揮させる森林整備は、いろんな被害防止、更に利用や保護を目的とするものなど、非常に多様な形態がありますけれども、景観形成、それから多様性の保全のためには、当面、一斉の人工林が整備されてきた現状におきましては、一斉単層林の異樹種の導入による複層林化、それから花木等の広葉樹の導入、こういった樹種構成に留意した施業、こういったものが必要でございます。ということで、こういったものについては「森林と人との共生」、これを重視する森林という区分をしております。

それから、3つ目でございます。木材等の生産機能につきましては、先ほど申し上げました①、②とは違ひまして、森林の経済的機能に着目したものでございます。投資の効率化等によって、特に効率的な森林整備を進める必要があるものについては、資源の循環利用を重視する森林という形での区分をしております。

このような考え方のもとに、当面、必要となる施業の類似性でございますとか、森林の果たす役割に対する期待の高まり、こういったものを勘案いたしまして、自然の地形状況によって、一定のまとまりをもって、3つの区分に区分けすることとしたものでございます。

なお、平成13年の森林法改正におきまして、これらの機能に応じたきめ細かな施業を推進するために、全国森林計画にあつては「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」、それから地域森林計画におきましては、その区域の基準その他、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定め、更に市町村の森林整備計画におきまして、公益的機能別施業森林の区域、それから施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項をそれぞれ、計画事項として定めているということでございます。

それから、2つ目の御質問でございます。3区分にはそれぞれ、木材供給量の目標値が設定されている。どのように設定されたかという設定基準、その具体値を教えてくださいということでございます。

森林・林業基本計画におきましては、平成27年におきます木材の供給量の目標を2,300万立方mといたしまして、その参考内訳といたしまして、水土保持林で1,600万立方m、森林と人との共生林で100万立方m、資源の循環利用林で600万立方mとしてございます。

このように、木材の供給量が定められているわけでございますけれども、水土保持林におきましては高齢級の森林への誘導でございますとか、伐採に伴って発生する裸地の縮小、分散を基本といたしまして、括弧の中でございますけれども、施業すべき針葉樹単層林等につきましては、既存の立木を上層木として高齢級に移行させつつ、抜き伐りを繰り返し、徐々に更新を図る。こういう施業をやることとなります。

ですから、そういう適切な森林整備のための施業を実行された場合に、間伐、あるいは抜き伐り、こういったところから出てまいります木材を供給量という形で計上しているということでございます。

同様に森林と人との共生林においても、自然環境の保全及び創出を基本といたしまして、優れた自然や景観を構成する森林については、自然の推移に委ねることを基本といたしますが、必要に応じまして植生の復元を図る。こういう作業も必要でございますので、そういった際に発生します伐採量、これが供給量として計上されるということでございます。

資源の循環利用林におきましては、効率的かつ安定的な木材の供給を基本とするということでございます。例えば成長量の高い針葉樹の単層林につきましては適切な保育、間伐を基本として、単層状態の森林として育成管理する。こういったことをすることによって生産されます木材量を供給量という形で計上するということでございます。

ですから、平成13年の森林・林業基本法が制定される際に、きちんと森林を整備する、そういう過程でその必要な施業をやるということで、そこから発生する伐採量を供給量ということで、目標の中で定めている。こういうことでございます。

それから、3つ目でございます。現在の機能区分はだれが何に基づき、どのように決定されたのか。その決定プロセスと併せて、教示願いたいということでございます。具体の地域指定という意味で申し上げますと、森林法に基づきまして計画の策定者が森林計画を策定する際に具体的な地域を定めた計画案を公告しまして、公衆の縦覧に供すると。こういうことで地域の意見を聞いて、重視すべき機能について区分をしている。こういうプロセスになってございます。

4つ目の御質問でございます。現状では木材生産が可能な森林が、森林と人との共生林に区分されている場合や、逆に木材生産に資さない森林が資源の循環利用林に区分されている場合があるとの指摘があるが、見解を伺いたいということでございます。

本年6月の「中間取りまとめ」に対する回答でもお示ししたとおりでございますけれども、我が国は非常に狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁しているということございまして、森林に対する期待は非常に濃淡がありますけれども、それぞれの機能が極めて重畳的に発揮されるということございまして、これらの実態に即しまして、重視すべき機能に応じまして、一定のまとまりをもって森林を区分しているということをやっております。ということでございますので、御指摘のような森林が一部含まれる場合はあるということだと思います。

それから、いずれの区分の森林でありましても、望ましい森林の姿に向けた適正な森林整備を実施する過程で、間伐、択伐、こういった施業が必要になります。この結果として、木材が生産されるということがございますということでございます。

5つ目の御質問でございます。「水土保持林が全体の7割を占めているのは、水土保持林に区分された方が補助率が高いためであるとの指摘がある。補助率の良し悪しで区分されているなら、機能区分により機能を発揮させるという目的と実態が乖離していると考えられるが、どうか」と。

御回答は、森林の機能区分につきましては、個々の森林の取扱いにつきまして、自然的条件、あるいは地域のニーズ等に応じて機能間の調整を行って、より適切な森林の整備・保全を進めるための重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を明らかにして、森林所有者はもとより地域住民の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備・保全を進めるため、区分をしているということございまして、水土保持林に区分されると補助率が高くなるという事実はございません。これは事実誤認ではないかと考えてございます。

それから、6つ目の御質問でございます。そもそも、資源の循環利用林として適正に経営・管理・生産されていない山は水土保持林森林と人との共生林にもなり得ないという指摘があるけれども、どうかと。

併せまして、資源の循環利用林として適正に経営・管理・生産されていれば、その結果、

自動的に水土保持林になり、また資源の循環利用林として適正に管理して、レクリエーション機能等を付加すれば、森林と人との共生林になるだけであるため、現在の機能区分は意味がないという御質問でございます。

これも御回答は最初の部分はまた重複しますので、簡単にしますが、3つの重視すべき機能に区分していることについては、森林の管理・経営・生産の現状から判断しているわけではございません。

資源の循環利用林において求められる木材生産、・経営効率の最適化を目指す森林の取扱い、それがそのまま水源かん養とか山地災害の防止機能の高度発揮を目途とする水土保持林、あるいは森林生態系の保全や生活環境の保全、それから森林空間の適切な利用を重視する森林と人との共生林における森林の取扱いとはならないと考えておるところでございますので、それぞれ、その目的に応じた森林の取扱いは自ずと異なるのではないかと考えてございます。

それから、7つ目の御質問でございます。資源の循環利用林として適正に経営・管理・生産するからこそ、水土保持林森林と人との共生林になるのであり、施業放棄、適正に管理されていない山が全国で散見される現状においては、まず資源の循環利用林であるか否か、もしくは資源の循環利用林になり得る森林か否かを区分すべきと考える。

したがって、現在の機能区分は林業経営に資する森林か否かを基準に区分し、林業系に資する森林はその経営・管理・生産の結果として公益機能を発揮させ、林業経営に資さない森林が国土保全として、それに応じた保全・管理を図るべきと考える。見解を伺いたいということでございます。

これは前段の御質問でもお答えしたとおりでございますが、林業経営の可否の現状から、私どもは3つの区分を判断しているものではございません。なお、林業経営に資する森林か否かの判断につきましては、木材価格の動向、それから林内路網の整備状況によって大きく変わると考えてございまして、多目的な機能が高度に発揮されることが第一義的な目的である森林の区分の基準としては不適切ではないかと考えているところでございます。

それから、8つ目の御質問でございます。先ほどの7番の御質問の区分に際しましては、市町村において公聴会を開催するなど、よく現場の実態を熟知している森林所有者、あるいは林業経営者、林業事業者などの意見が反映されて、併せて市町村が森林所有者、林業経営者、林業事業者などの合意形成を得ることを前提に、モニタリング調査の結果とか、必要に応じて専門家の意見を参考にして、森林の機能区分を選択できるよう、機能区分決定プロセスを見直すべきということでございます。

この回答につきましては、6月の中間取りまとめに対する回答におきましてもお示したとおり、森林の区分ごとの区域の基準を定める地域森林計画、これを都道府県が定めるに当たりましては、公告・縦覧に供すると。更には都道府県が森林審議会、それから関係の市町村の意見を聞かなければならないというふうにしております。

更に森林の区分ごとの区域を定めます市町村森林整備計画を市町村が樹立する際には、

可能な限り、幅広い意見を聴取する。そのためには森林法の規定に基づいて公告・縦覧に供することとするなど、地域のニーズを踏まえて地域の意見を反映するというようにしてございまして、決定プロセス自体は整備されているのではないかと考えてございます。

更に国として市町村の実情に応じまして、協議会の開催等により、林業関係者の意見を聴取するよう努めるべきことを、技術的助言として通知をさせていただいているところでございます。

それから、大きな3つ目としまして、「森林法制度と森林管理について」でございまして、1つ目の二次答申におきまして、森林・林業基本計画にあるとおり、森林の有する多面的機能の発揮を求め、かつ持続可能な森林経営を実現していくためには施業が適切に行われることが必要であることから、保安林制度はもとより、森林法制度に基づく制度のより一層の的確な運用を図るべきであるとされたところでありますけれども、現状の取組状況を教示願いたい。こういうことでございます。

回答といたしましては、制度のより一層の的確な運用を図るべく、例えば伐採、及び伐採後の造林の届出制度に関しまして、本年の7月31日付で関係告示を改正いたしまして、伐採後の造林を確保するための措置を講じたところでございます。今後とも、森林法制度に基づく制度のより一層の的確な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、2つ目でございます。現在の森林計画、保安林制度におきまして、それぞれの目的に応じた機能の発揮に向けて、伐採等の行為規制、それから補助制度、税制上の優遇措置が講じられているにもかかわらず、皆伐後の植林が行われない森林が近年、急増している。このような状況は計画・制度の機能不全を露呈していると考えますが、見解はどうか。こういうことでございます。

これも6月の中間取りまとめに対する回答でもお示ししてございますが、伐採後の植林が行われない森林が、近年、急増しているという統計データは存在をしております。なお、林野庁が各都道府県を通じまして造林未済地の現況を調べた結果で申し上げますと、平成14年度末で全国で2万5,000haございましたものが、平成17年度末では1万7,000haと減少傾向にございます。

とは申しましても、造林未済地の発生につきましては森林の有する多面的機能の発揮の観点からも問題であると認識をしているところでございまして、森林計画制度の適正な運用等によって、引き続きその解消を図っていきたいと考えてございます。

それから3つ目の、欧州の林業国では伐採後の放置を「森林破壊」と位置付けまして、伐採後の更新を義務付けており、森林破壊をした者に対する罰則も設けるなど、持続的な林業経営に向けて私権に制約を設けていることも少なくないが、我が国では私権の制約となることにより、所有者が嫌だと言えば伐採制限、植栽義務を果たさなくてもいいとして、皆伐未植栽地を放置していることは適切ではないという御指摘でございます。

これも本年の6月の中間取りまとめの回答でもお示ししたとおりでございまして、森林法の規定によりまして保安林につきましては、伐採の制限及び植栽を義務付ける。保安林

以外の民有林につきましても、伐採の前に市町村長への伐採、それから伐採後の造林の届出を義務付けてございます。

更に市町村長による施業の勧告、伐採方法の変更命令や造林命令が行えるように措置しておるところでございます。したがって、御指摘のように森林所有者が嫌だと言えば、義務を果たさなくてもよいという制度にはなっておらないということでございます。

ちなみに造林未済地の解消を図るためには森林計画制度に基づく制度のより一層の的確な運用を図る必要があると認識しておりまして、先ほどもう申し上げましたが、今年の7月に関係告示の通知の改正等を行うなど、措置をしておるところでございます。

それから、4つ目の御質問でございます。森林・林業基本計画にあるように、森林に公益的・多面的機能の発揮を求め、かつ持続的な林業経営を実現していくためには、必要な管理、施業が適切に行われることが必要であり、私権の行使によってそれが適切に行われない状況では、森林に公益的・多面的機能の発揮を求め、かつ持続的な林業経営を実現することは困難だと考えるけれども、どうかということでございます。

前の御質問の回答のとおり、森林法の規定によりまして、保安林につきましても伐採の制限、更には植栽を義務付ける、こういう制度になってございまして、保安林以外の民有林につきましても伐採の前に市町村長への伐採及び伐採後の造林の届出、こういったものを義務付けておりますし、更には施業の勧告、伐採方法の変更命令、更には造林命令、こういったものが行われるように措置をしておるところでございます。こういった制度によって森林の有する公益的機能の発揮、及び持続的な森林経営の推進に努めているところでございます。

それから、5つ目の御質問でございます。林業経営が持続可能なものとなり、その結果、森林が公益的・多面的機能を発揮するようにしていくためには、森林を林業経営にするか否かで区分して、林業経営に資する森林については法制度に基づく管理・施業に関する義務を設定するとともに、そのチェック機能を強化して、義務に反した場合はペナルティーを課すようにすべきであると考え、見解を伺いたい。

また、林業経営に資さない森林についても同様に、国土保全としてルールを設定し、法制度に基づく義務とペナルティーを課してチェック機能を強化するようにすべきと考えるが、見解を聞きたい。こういうことでございます。

これも先ほどの前の問い、その前の問いでも回答を申し上げたとおり、保安林、それから保安林以外の民有林についてもきちんと施業が実施される、そういう制度を設けてございまして、それに基づいて適切な森林経営を推進しているということでございますけれども、これも繰り返しになりますが、我が国のような国土条件のもとでは森林はいろんな機能を重疊的に発揮しているということで、林業経営の観点からのみの視点で森林を区分することは森林の有する多面的機能の発揮の観点からは適切ではないと考えているところでございます。最初のところの計画化につきましては、以上でございます。次、4番。では、いいですか。

○神山課長 済みません。経営課長の神山でございます。4番。「経営・管理・生産の適正性の確保について」。2つ、御指摘、御質問をいただいております。1点目は森林の経営・管理・生産について、それが適正に行われているのかどうかのチェックが重要であると。海外では専門家がその役割を果たしている。我が国において適正な経営・管理・生産を促すためにそのチェックを適正に行う能力を備える専門家の人材育成と、長期的に適正なチェックが担保されるシステムの図るべきということについての見解ということでございます。

私どもといたしましては、将来の森林づくりのために、森林所有者に対しまして間伐等の施業内容、及びその事業収支などを提示する能力を有します「森林施業プランナー」の育成に、今、努めているところでございます。また、森林技術総合研修所におきまして、幅広い知識、技術を習得させるための研修を実施しているところでございます。

なお、森林法の規定に基づきまして森林所有者等が森林施業計画を定めた場合にありましては、その計画に則って森林の適切な施業が実施されるよう措置しているほか、それ以外の民有林の場合におきましても、その森林の施業につきまして森林所有者等が市町村の森林整備計画を遵守していないと認められる場合にあっては、市町村長による施業の勧告ができるということに措置をしているところでございます。これらの取組みについて、引き続き適切に対応してまいりたいと考えてございます。

(2)の、海外のように適切な経営・管理・生産を行うことのできる技術者の育成、そのための能力の向上のための支援を積極的に行うことが必要であると。それを踏まえてのシステムの導入ということについての見解でございますが、今後とも、今の回答でございますような取組みを適切に進めることによって、対応をしてまいりたいと考えてございます。4番につきましては、以上でございます。

○川端課長 では、5番の「保安林制度について」。治山課長の川端でございます。1点目の保安林の指定・決定プロセスを教示願いたいという御質問につきましては、9ページにそのチャートをお示ししております。

農林水産大臣が保安林を指定する場合の手続ということでチャートに書いてあるわけですが、若干、御説明をいたしますと、森林計画に即して保安林を指定しようとする場合、都道府県知事は保安林を指定しようとする箇所を調査、選定し、農林水産大臣に申請をいたします。

農林水産大臣は指定の適否を審査いたしまして、適当と認められる場合は指定予定を都道府県知事に通知いたします。都道府県知事はこのことについて、指定予定につきまして都道府県の広報により指定予定を告示、また所有者へ指定予定を通知する。併せまして市町村の事務所に指定予定を掲示いたします。

こういった指定に異議が、直接の利害関係者等が指定に異議のある場合につきましては、異議意見書を左の点線の枠のところですが、都道府県知事に提出する。これは指定の告示の日から30日以内ということになっておりますけれども、県知事は意見書を農林水産大臣

に申達し、大臣は意見聴取会を開催し、指定の可否を判断するという事になっております。

異議のない場合は都道府県知事のこの指定予定の告示から40日経過後、農林水産大臣は指定確定ということをお官報に告示をいたしまして、都道府県知事に通知をするという流れになってございます。これは1つ目の御質問に対する回答でございます。

2点目の①から⑯の保安林の指定基準及び科学的根拠を教示願いたいという点でございますけれども、これはページでいきますと14ページにございますけれども、保安林の指定基準につきましては、14ページでお示ししました「保安林の指定解除等の運用について」、この通知がございまして、これに基づきまして、農林水産大臣及び都道府県知事が流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえまして、自然的・社会的因子を調査・把握の上、指定箇所の選定を行っているところでございます。

具体的には、15ページからそれぞれの保安林について、その考え方と申しますか、指定に当たっての留意事項、あるいは基準といったようなものでお示ししておりますけれども、特に15ページの水源かん養保安林ということでございますけれども、一番上の水源かん養保安林につきましては、具体的にはダム等の利水施設上流の森林、ここにおいて下流域における水利用の実態でありますとか、洪水等の危険性等から見て、特に水質の保全、または水量の安定的確保を図る必要のあるもの、これについて指定を行っているところでございます。

これに当たりましては、過去における洪水とか渇水の発生状況など、十分、そういったものも把握をした上で、下流域の水利用の見通しなども勘案しながら指定をしているところでございます。

2点目の災害防備のための保安林でございますけれども、これは①のところにお土砂流出防備保安林についての指定の考え方が書いてございます。急峻な地形、脆弱な地質条件等から土砂が流出している森林、または土砂の流出の恐れのある森林であって、人家、公共施設等に近接している。また、別途、調査をしておりますが、崩壊土砂流出危険地区、こういったものに該当する森林、及びこれと一体的に保全・整備することが適当な森林、こういった森林につきましては、土砂流出防備保安林に指定をしているわけでございます。

特に土砂流出危険地区でございますけれども、別途、調査をしております。いろいろと溪流とか、斜面の勾配、地質、あるいは保全すべき公共施設の配置状況とか、そういうようなこともしっかりと把握をして、危険度を判定しながら、緊要度に指定を行っているところでございます。

②は土砂崩壊防備保安林についてでございますが、これにつきましても、地形、地質条件等から土砂が崩壊している森林、または土砂の崩壊などの恐れのある森林、人家、公共施設等に近接している、または山腹崩壊危険地区に該当する森林及びこれと一体的に保全・整備することが適当な森林ということで、特に必要のあるものについて指定しているところでございます。これにつきましても、土砂崩壊危険地区、別途、そういった属地的

な調査を行いながら、判定をした上で指定を行っているというところでございます。

④以降についてでございますけれども、④以降のなだれ防止保安林以下の保安林でございますけれども、これらにつきましてはいずれも今の①から③についての水源かん養、土砂流出、崩壊、ここは非常に広域的、あるいは流域的な、流域的に非常に広範囲のところを影響を十分勘案してということでございますけれども、④以下につきましては、いずれも局所的、あるいは地域的な保全の効果を目的として指定をされる保安林でございます。そうした地域の自然的な条件、社会的な条件、あるいは災害の発生状況や発生源の位置、また公共施設等の位置関係、状況等、個々、具体的に調査をいたしまして、有効な配置となるように指定を行っているところでございます。

以下の、通知では③から⑩のところは災害防備の保安林ということになっておりますけれども、個々、具体的に現地の状況を勘案して指定している保安林でございます。

3番目の「保健、風致の保存等のための保安林」、これにつきましても①から④に当たります保健保安林、風致保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、これらも個々、具体的な、属地的な要素が非常に強いところがございます、その現地の状況を十分把握、調査の上、指定を行っているところでございます。内容につきましては御覧いただければと思っております。

続きまして、2点目の指摘の科学的根拠について教示願いたいという御質問でございますけれども、提出させていただいた資料、10ページから簡潔に保安林が持っている広域的機能、森林が持っている広域的な機能ということだと思っておりますけれども、そのところを簡潔に少しまとめたものを提出させていただいております。

特に保安林の、ページは11ページの3番の「水源かん養機能とは」と書いているところですが、ここは水源かん養保安林のところでございますけれども、こちらにつきましては一番下に書いてありますが、森林の土壌が降水を貯留し、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能ということで、一番上の「洪水緩和」というところで、これは降水量のしみ込みを裸地、草地、森林で見たものでございますけれども、森林における浸透能が格段に大きいという科学的データが示されているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、4番です。「土砂の流出・崩壊防止機能とは」と書いてございますけれども、ここにつきましては土砂流出防備、あるいは土砂崩壊防備保安林が発揮している機能でございますが、森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張りめぐらすことによって土砂の崩壊を防いでいるという機能でございます。

土砂の流出防止といったところでは、上の絵のとおり、土砂流出量が草地、裸地と比べて非常に少ないということでありますとか、あるいは土砂の崩壊防止といった点では右側の棒グラフにございますけれども、無立木地と比べれば、崩壊箇所、あるいは面積が非常に少ないということで、こういった科学的なデータも示されているところでございます。

続きまして、5番の「生活環境形成機能」と書いてございますけれども、ここは気象条件の緩和ということで、防風保安林等についてちょっと記述をしておりますが、この海岸や農地、あるいは家屋等に沿って整備された防風林、これは風を弱め、背後地の環境を良好な状態で保つという気象条件の緩和機能がございます。ここに書いてございますように、そうした風を緩和する効果、これは樹高の約30倍程度に及ぶという科学的データが示されているところでございます。

続きまして、13ページの7番の「保健機能」というところでございますが、ここは保健保安林等で発揮している機能が載っておりますが、樹木から揮発性の物質が出て、それによりまして直接的な健康増進効果が得られるほか、行楽やスポーツの場を提供しているというようなことでございます。

上のところでは、森林の中でのリラックス効果、脈拍の低下とか、あるいはストレスホルモンの濃度の低下、こういった科学的なデータも示されておりました、こういうところで各保安林の持っている、森林の持っているこの機能を高度に発揮させていくということで、保安林は期待されているところでございます。

ちょっと、非常に簡単な説明ではございましたけれども、一応、こういったようなことで御説明をさせていただきました。

3点目でございます。3点目の御指摘でございますけれども、同一地域、森林内での保安林指定を受けている森林所有者と受けていない所有者がいるとの指摘があるが、これについてどう考えるか。併せて保安林指定が相当であるにもかかわらず、所有者の意向などにより指定がされていない場合があることは、公共の目的を達するために指定される保安林ということから考えれば適切ではないと考えるが、見解を伺いたいということでございます。

お答えとしましては、保安林の指定につきましては、保安林の指定目的の達成のために必要な森林について、計画的にその指定を行っていくということにしているところでございまして、具体的には大臣、県知事等が自然的・社会的因子を調査した上で指定箇所の選定を行っているところでございます。

そうしたことでございますので、特定の森林所有者に限って指定をしたり、指定をしないということを行っていないところでございます。併せまして、その所有者の意向といったものは指定の要件とはしてございませぬので、保安林の指定が相当である箇所ということが所有者の意向により指定がされないということはないと考えているところでございます。

4点目の御質問でございますが、過去、台風等の影響を受けても、適正に経営・管理・生産している森林は被害が少なかったが、適正に管理されていない森林は保安林も含めて、倒木等の被害を受けた事例があると聞くが、そうであれば、適正な経営・管理・生産がなされていなければ保安林指定は意味がないと考えるが、保安林について、その経営管理状況はだれがどのようにチェックしているのか、教示願いたいということでございます。

お答えといたしましては、保安林の管理ということだと思いますので、保安林につきましては都道府県が巡視等を通じまして、その管理状況をチェックしております。また、その巡視等を通じてその保安林の状況の調査を行っているところでございます。

特に立木の伐採等の行為については知事の許可制、及び届出制としておりますし、また伐採後に植栽の義務を課しているところでございます。こういった場合にも現地確認などもしっかり行って、その状況を確認しているところでございますが、これらの措置を通じまして、指定の目的の達成のため、適切な管理に努めているところでございます。

5点目の御質問でございますけれども、保安林制度は皆伐や間伐を抑制するための多くの措置がなされているが、現在のように、長伐期の間伐林業への転換を図っている状況においては余り意味のない措置も多く、逆に間伐を制限することにより、水源かん養能力を低下させている森林もあるとの指摘がある。保安林制度については現在の間伐林業への転換に合わせて、科学的根拠に基づき、明確で実効的なものとなるよう、廃止も含めて抜本的な見直しを図るべきと考えるが、どうかということでございます。

お答えとしましては、保安林における伐採等の行為制限につきましては、ここに書いてございますが、保安林の機能の発揮に支障のない範囲で効率的な森林施業が実施できるように、平成14年に間伐率の限度の基準等について、その上限を上方修正いたしましたわけでございますけれども、基準について、抜本的な見直しを行ったわけございまして、間伐を含めて多様かつ効率的な森林整備の推進に努めているところでございます。

御指摘のところは、その間伐林業等への転換に合わせて実効的なものとなるように見直すべきということでございますが、今、申し上げましたような見直しをいたしまして、見直しをもうしたところでございまして、引き続き、そういった効率的な森林整備の推進が可能となるように進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、御質問をお願いします。

○梶山参考人 それでは、モニタリングと機能区分との関係についてお聞きします。モニタリングの項目にこの森林の機能区分が入っていて、その目的に合致したような森林になっているかどうかというのは、モニタリングの対象にはなっているのでしょうか。

○矢部課長 モニタリングは、我が国の森林の状態がどういう状態になっているのかというものを客観的に把握するために行っているものでございます。ですから、ストレートにモニタリングと機能区分がリンクするというのではなくて、モニタリング調査の結果によって、我が国の森林の状態がこんな状態であるということ、そういったデータを踏まえて、あるいは結果的に機能区分の内容を見直すということはあるかもしれません。ストレートにモニタリングの中で機能区分とリンクをさせた形での調査をしているということではないということです。

○梶山参考人 モニタリングの結果は発表されているのですか。

○矢部課長 世の中にきちんと公表するようにしたいと思っております。

○梶山参考人 ユーザーの立場からしますと、やはりそれぞれのところでどのくらいの成

長量があるのかとか、そこの科学的な判断基準が、なかなか現場に行っても示されることが少なく、そういう点ではこういうモニタリングの結果を発表していただくと、現場にとってはかなり使えるようになるのかなと思います。所有者に説明するにも、実際にどのくらい成長するのかとか、必ずしも森林簿と現場の実測等で換算した成長量が一致しないものですから、やはりそこら辺もモニタリングの結果はどんどん発表していただくとありがたいなと思います。

○矢部課長 実はこのモニタリング調査の目的が我が国の森林の状態をオールジャパンでつかむというために、4 km メッシュということで調査をしているということでございますので、この結果がストレートに個々の森林経営の判断に使えるかということになりますと、必ずしもそうではないのかなと思っておりますが、いずれにしましても、我が国の森林の状態をこういった形できちんと調査をしておりますので、こういった結果についてはきちんと分析を行って、世の中にお示しをするということをやっていると考えております。

○梶山参考人 あと、私もちょっとヨーロッパのモニタリングを調べたのですが、ヨーロッパのモニタリングは政策目標が非常に明確で、そこら辺の項目も時系列で調査をしています。森林の機能の発揮の実際が、どれだけ政策に合致しているかとかです。

また従来よりも成長量・蓄積ともに大幅に上方修正され、この結果を受け、5,000 万立方メートルとされていた潜在的な木材生産可能量が、8,000 万立方メートルに引き上げられました。また、川下にも伝えられて、木材産業も投資を行って、実際に、現場で実践され、木材量は去年で確か7,200 万立方メートルくらいにまですでに拡大しています。木材産業もこれを受けて、規模拡大の投資を積極化させています。かなりユーザーにとってもわかりやすく、しかも、ユーザーが欲するような形で結果を発表して、それが実際にいろいろなところで成果を現してきています。日本もそういうふうになったら、大分、現場も変わってくるのかなと思うのですが。

○矢部課長 ですから、確かにモニタリング調査によって算定の蓄積量の増加とか、どのくらいの年齢の森林があるかというのはわかってくると思いますが、我が国の場合はこれだけではなくて、実際、5年に一遍、別途、資源の現況調査をやってございまして、そういった中で資源の状態は把握できるということでございますから、そういったものに基づいているような森林計画の数量も定めておるところでございますので、いずれにしましても、そういった森林の状態の把握については、もともと、森林の多面的機能の高度発揮が政策に求められている部分でございまして、そういったものの状況をきちんと提示していくということはやっていかなければいけないと思っております。

○梶山参考人 モニタリングは今後、定期的に行われていくのでしょうか。

○矢部課長 モニタリングは、ここにも書いてありますが、全国のプロットを5年で一巡するというスタイルで設計してございます。ですから、ちょうど平成20年度、今年度で全国のプロットが二巡目の調査を終えることとなります。ですから、初めて二時点間の分析が平成20年度の調査を踏まえてできることとなりますので、そういった分析をやっていく

ということをございまして、今後ともこういったモニタリング調査については継続して実施をしていきたいと思っています。

○梶山参考人 この分析は森林総研がやっているのですか。

○矢部課長 具体には専門の先生で委員会をつくっていきまして、その中で分析をすることにしてございます。調査委員会というのをつくっていきまして、その中できちんと把握をすることにしてございます。

○梶山参考人 この分析の内容は主に資源の把握が中心になるのでしょうか。

○矢部課長 資源の把握だけではなくて、まさに通常の森林簿では得られないような下層植生の状態とか、あと抜根の状況とか、そういったものを調査することになってございますから、生物多様性の保全という面も含めて、データが集積されると。

○梶山参考人 獣害とか、そういうのもわかるのですか。

○矢部課長 獣害の状況もわかります。大丈夫です。

○梶山参考人 そうすると、かなり現実の姿がこれによると見えてくるということですね。

○矢部課長 私どもは「これは宝の宝庫だ」と思っておりまして、これをきちんといろいろな部分で活用していきたいなと思っています。ただ、先ほど申し上げたように、個々の具体の森林についての状況の把握ということではなくて、我が国の森林のオールジャパンとしての状況を把握することになっていきますので、御指摘いただいているようにプロット数が4 kmメッシュでは少ないのではないかという話がありますが、全国、オールジャパンの森林の状態の把握という意味では、先ほども申し上げましたように、誤差率5%以内ということの水準を維持する程度のものにはしておるとございます。

○八田委員 この会議の質問の底に流れる考え方は次のようなものです。

経済林としてちゃんと整地しているところは、それなりに当事者がその森林の保全ということを考えるから、周辺への被害や何かも少なく済むだろう。そこはそういう経済林は、経営している人の自主的な判断に任せるべきではないか。ところが、そういう経済林として整地しないところに関しては、最低限の災害防止とかそういう対策を立てるべきである。そのような場所では、何しろ所有者自身が材木生産をしているわけではないわけですから、ほうっておきたいという動機があります。したがって、官による何らかの規制が必要なのではないか。そういう考え方が基調としてあると思うのです。

これについてですが、「もともと経済林としてやりたいというところは、基本的には国土保全はそこに任せればいいではないか」という考えに対しては、「そうはいかない」という御議論があったら、まず、それをちょっとお願いしたいと思います。

○矢部課長 まず、経済林というお話でございましたけれども、経済林というものについてどういうものを経済林とするかというのは、非常に議論がございます。ですから、全く公的な支援がなくても、自らの森林の経営だけで経済的に回っていく森林を経済林というのか、あるいは一定の外部機能を発揮した部分については公的な支援は行いますが、それ以外で回っていくものを経済林というのか、その辺の考え方の整理をまずしなければいけ

ない。

○八田委員 まず、純粹にそれだけで回っているものについては、どうですか。

○矢部課長 現在、我が国では全く外部経済効果について支援を行わないで回っているという森林は、本当に限られるのではないかと思います。

○八田委員 では、回っているところがあれば、特に補助をする必要はないと。

○矢部課長 ええ。

○八田委員 要するに保全の補助をする必要はない。

○矢部課長 そうですね。当然、そういった、全く公的な支援がなくても、自動的に経営が成り立っている森林については、ただ、そういった森林についても一定の公益的外部経済効果は持っていますので、そういった部分の若干の規制は必要かもしれませんが、基本的には支援がなくても回っていくということで。

○八田委員 「若干の規制」というのは、例えばどんなことですか。

○矢部課長 要するに非常に大面積で皆伐をするとか、そういうことによって下流に影響が及ぶというようなことが懸念されますので、そういった部分については「一定の面積を超えてはいけません」とかですね。

○八田委員 「皆伐は後できちんとその手当てをしろ」とか、そういうことですね。

○矢部課長 そうですね。

○八田委員 では、それは特に補助という話ではなくて、周辺に困った影響を与えないための一定の規制ということですね。

○矢部課長 そうですね。それは担保せざるを得ないと思います。

○八田委員 わかりました。では、材木を出すというのには全くふさわしくないという場所、それは非常に広大な土地があると思いますけれども、その場合にここの保安林の要件ということを見せていただいたら、土砂崩れとかそういうことで、15ページ、16ページですが、④以下は局所的であり、③まではかなり広域的であるとおっしゃったのですが、③までもかなり局所的な場合もあるのではないかと思いますのです。

なだれの場所とか、それから、実際、ここのところで、①のところは土砂が流出して、「崩壊土砂流出危険区域に該当する森林及びこれと同一の小流域内にあって」というのですから、かなり小さいところもあると思うのですが、こういうところでとにかく人家があるということが基礎的な要件の一つだと思うんですよ。

人家があるが、ずっと離れてしまっているところですね。そこではこういう土砂崩れ等に関して、公的な関与の必要があるのでしょうか。

○矢部課長 まず、この1号から3号までの保安林というのは、流域的に影響が及ぶという位置付けの保安林でございますから、例えば水源かん養保安林であれば、上流の水源地域の森林ということになりますので、距離とは余り関係なく、そういった機能は発揮させなければいけない。こういう位置付けになろうかと思います。

土砂の流出も同様でございますよね。すぐそばに家がある、ないというよりは、その流

域の川のつながりというものの中で森林の機能は位置付けられてまいりますので、そういったところについてはやはりきちんと管理をしないといけないだろうと思っております。

○八田委員 こういうものには、非常にコストがかかるわけですね。そうすると、それによる費用と便益の比較がどうしても必要だろうと思うのですが。

○矢部課長 当然、ただ、保安林の管理自体は当然、すべて公的な管理という形でやっているわけではなくて、保安林であっても、森林所有者の生産活動を通じた整備というものはできるところはやっておりますので。

○八田委員 今、生産活動が全くない場所についてはどうでしょう。

○矢部課長 全くない場所ですか。

○八田委員 全くない場所。そういうのは非常に広大だろうと思うのです。

○矢部課長 いわゆる伐採制限で禁伐になっているようなところと考えればいいわけですか。

○八田委員 その地形が急峻であるために、材木をつくるなどということは考えられない、経済的に採算が合わないと。

○矢部課長 そういうようなところについては、最小限の管理手法でよろしいと思います。まさに、いわゆる奥地の天然林とか、そういう部分ですよ。

○八田委員 そうですね。そこは天然林では余り土砂の崩壊というようなことは起きにくいかもしれませんが、基本的には、ここで問題にしておられるのは人工林ですか。

○矢部課長 ええ。いわゆる、その森林の管理という場合には人工林、天然林、両方入りますが、どちらかといいますと、一度、投資して人手が入った人工林、人手でつくった人工林については一定の管理のコストがかかるということになると思いますので。

○八田委員 そうすると、この保安林の対象として天然林は余り入っていない。

○矢部課長 いや、そんなことはございません。天然林でも、例えば世の中の経済の状況が変わって、奥地でも急峻なところでも、伐ってもコスト的にペイする場合がございます。昭和30年代などというのは非常に木材価格が上がったときは、奥山の天然林が、皆、伐採されてしまったんですね。

ですから、そういう天然林についても一定の管理、規制をしなければいけないということで、保安林にしているということがございます。

○八田委員 そうすると、材木生産の可能性がない天然林については、大体、保安林から外されていると理解してよろしいわけですね。

○矢部課長 木材生産の可能性がないという森林は、例えば原生保全自然環境保全地域とかですね。

○八田委員 というか、経済的に採算の合わないところは幾らでもあると思うのです。それを無理やり国で補助して、採算に乗せる必要は全くありません。元来、採算に乗らないところで、かつ人里離れたところならば、なるべく規制もお金もかけない方がいいのではないかという考え方で。

○矢部課長 御趣旨はわかります。ただ、これはまさに木材価格とのバランスだと思いついて、実際問題、昭和30年代は、木材価格が人件費よりも非常に高い状態があったときには、奥山の天然林が皆、伐採されてはげ山になってしまったという事実がございますから、今の経済状態、今の状態で採算がとれないところは当然ございますが、それは今後、変化し得ると思います。

○八田委員 わかりました。そうすると、一番最初の経済林についても、例えば「間伐、皆伐をしたら、後でちゃんと手当てをしるよ」と、そういう規制は必要であるということにはもちろん賛成です。

○矢部課長 そうですね。

○八田委員 今、私が伺っているのは、そのことではありません。いろんな災害防止のための工事をするというようなことがなされていると思いますけれども、そのような補助や工事の対象として、今、経済活動が行われていない地域で、しかも人家も近くにないというようなところは、保安林からは外してあるのでしょうかという質問です。

○矢部課長 ですから、全く人手をかけることが必要でない森林は、私、頭が固いのかもしれませんが、原生環境保全地域のようなところについては保安林の指定をしていません。

○八田委員 例えば富士山麓の、樹海のようなところですか。

○矢部課長 「自然の推移に任せなければいけません」というゾーニングをされているような部分については、保安林の指定はないということですね。ただ、非常に局所的ではありませんけれども。

○八田委員 完全に自由にしているところがあると。それから、今度はその保安林の対象ですけれども、人家が近くなくても対象にするということは、究極的にはどこか人家に影響を及ぼすからということですか。

○矢部課長 そうですかね。はい。

○八田委員 そのときに、先ほど申し上げた費用と便益ということがあると思うんですね。2、3軒の家があるからといって、巨額な金を保安林に指定してやるというのは、いかにももったいない感じがするわけです。むしろ、家移した方がよほどいいわけで。

○矢部課長 実は保安林に指定をするということによって、巨額の公的資金が投入されるということはないと思っているのですが。

○八田委員 しかし、規制のために。

○矢部課長 保安林は規制行政ですので、行為規制をする。そのための指定でございますから、保安林になったからといってそこに公費が自ずと付くというシステムにはなっていない。

○八田委員 しかし、第一に監視のために人は使う。

○矢部課長 それは、それこそどういった森林でも一定の管理は必要ですので。

○八田委員 先ほど、「原生林というところは、もう、ほうっておきます」とおっしゃって、「そこはもう管理から外します」とおっしゃった。

○矢部課長 済みません。申し訳ございません。その原生自然環境保全地域でも巡視はします。そこで例えば病害虫が発生をするということになりますと、周辺に多大の影響を及ぼしますので、森林の巡視については、これはきちんと、こういった森林でも。

○八田委員 保安林については病害虫の検査以外に、やはり追加的な人的投資をなさるわけでしょう。

○矢部課長 保安林であるからということをもって、特に公的な投資をするということは基本的にはないのです。例えばそこで何らかの理由で森林が荒廃をしてしまったと。そういったときにはまた別途の措置で、手当てをします。

○八田委員 わかりました。そうすると、保安林に指定されていたら行為規制がかかるから、その行為規制によって失うものは潜在的な何らかの木材生産に対する制約がかかると、それだけであるということですね。

○矢部課長 ええ。木材生産も含め、あと土地の利用の変更ですね。そういったところも規制がかかるということになります。

○八田委員 そうすると、その利用の変更に関しては、先ほどの利益を得る人と、それからその規制によって受ける損失と、その比較は原則的には必要ですね。

○矢部課長 そうですね。

○八田委員 もともと、例えば県知事がその諮問を受けてやるということですが、県境を越えてその水源の問題になることのために大臣が入るということですか。

○矢部課長 ええ。大臣が指定をするというのは、基本的に重要な流域の上流地帯にある流域を保全対象とする保安林、水源かん養と、土砂などの流出防備、これに限られます。あと伐採の行為規制とかについては、すべてこういった保安林についても都道府県知事が許可をする。こういうシステムでございます。

○八田委員 それから、都道府県知事が許可するときの背後の考え方としては、当然、その地域の指定を受けていることによる損失と、それから指定をされることによる利益、そういうことを勘案して決める。そこが期待されているということによろしいですか。

○矢部課長 そうですね。保安林の制度そのものが、その森林についての発揮すべき機能、これを将来とも発揮させなければいけないという性格でございますから、基本的にはその森林を永続的に森林として確保していくという基本理念はございます。

○八田委員 それはちょっと、何かよくわからないですね。だって、下流に家があって、非常にたくさん家があるからかわいそうだというならわかりますが、1軒や2軒ならばむしろ移転させて、森林は別なものの用途に変えた方がいいという場合もあると思うのです。

○矢部課長 御趣旨はわかるのですが、なかなか、今の我が国の中では「出ていってくれ」という制度はないのではないかと。

○八田委員 そうすると、要するに費用便益の観点は今保安林の中には入っていないということですね。

○矢部課長 いや、それはすべて、どういった機能が発揮されるかというのをきちんと想定をして、指定をしておりますので、ただ、移転の費用についてはないですね。

○八田委員 失う人の損失よりも、利益の方が大きかったら、それでもやりましょうということが基本的な費用便益の概念ですね。移転の費用は基本的には関係ないと思います。

例えば道路をつくる時に利益を得る人がいるかもしれないですね。一方で、道路は使われないが税でもって負担だけする人もいます。貿易の自由化も貿易を自由化したら、それで損をする人はいっぱいいるわけですが、利益の方が多かったですらやりましょうということですよ。

○川端課長 保安林自体は公共性、公益性の強いもの、特に公益性の発揮が期待されるものということで、不特定多数のそういった、こういう公益のために指定するものでございますので。

○八田委員 公益が1人、2人でも公益なのか、何万人以上なら公益なのかという問題がありますよね。

○川端課長 その指定によって、その個人の森林所有者のいろんな不利益が生ずるわけですが、そういったところにつきましては、損失補填のような形はしているということです。

○八田委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○梶山参考人 森林の3つの機能区分が果たして必要なのかどうなのかという素朴な疑問なのですが、ヨーロッパを見ると基本的に木材生産を対象とした森林がかなりを占めるといふ事情もありますけれども、その中で森林のさまざまな機能をより引き出そうという段階に来ていると思います。

ですから、木材生産を前提としながらも、水土保持機能もより発揮させるし、レクリエーションとか、その他の機能もより引き出すという、多面的なアプローチになっています。日本の、特に人工林も植林して50年くらいだとなかなかいろんな機能発揮というのは難しかったと思うのですが、長伐期化していこうとすれば、自ずと木材生産をやりながらよりほかの機能も引き出すことができるようになってくるのではないかと思います。

それと、あと、この保安林の基準を見てみますと、これはヨーロッパでは多分、森林管理の専門家がすべてこういうことを念頭に置きながら、その場その場で判断をした施業をやっているのだと思うのです。

これは基本的にはこれから森林管理をやっていく上での基本が書いてあると思います。ですから、保安林制度ができたときの状況がどうだったのかは分かりませんが、ここに書いてあるのは別に「保安林だから」という話ではなくて、これから森林を管理・経営していく上では必要とされる基準となってくるのではないかと思います。これはこれからの林業をどう考えるかにも関わってくるのですが。

○矢部課長 まず、機能区分のお話でございますが、これまで、過去、いろいろ、議論をしてきた中で、やはり国民の皆様方から見て森林の取扱いをする上で、どういった点に最

も着目をして取り扱っていくのかというのを、ある程度、わかりやすく示すべきではないかという話がございます。

そういった話を受けて、実は平成13年の森林・林業基本法をつくったときに、これまでの昭和39年の基本法ですと、我が国の森林の資源の培養といいますか、生産力をより高めるということが基本になっていたのですが、それを多面的機能の高度発揮ということに大きくかじを切ったわけでございます。

そのときに、やはり個々の森林についてもその森林がどういったものの機能を最も発揮すべきものなのかというものを一つの指針として示すということが、よりわかりやすい方法なのではないかということで、今の形の機能区分ができたということでございます。

○川端課長 保安林につきましては、やはり森林の持つ木材の生産、経済機能、あるいは保安林が期待されるその公益的機能、いろいろと森林の持つ機能というものがあると思えますけれども、やはり、先ほど来、お話をさせていただいたように、やはり森林の持つ公益的機能を特に発揮させるという森林でございますので、そういった中でその公益的機能を発揮させる、その発揮を確保する中で、最大限、今、お話があったその今後、木材生産といったものにどう対応していくのかといったもの考えるべきだと考えておきまして、そういった意味では、先ほど、御説明の最初に言いましたけれども、そういった保安林のそれぞれにその施業の指定施業要件がございますけれども、そういったものの見直しを図りまして、その中で林業行為が効率的に行われるような形で、最大限、努めているということでございまして、その辺はやはりその公益的機能の発揮というものがまず担保されなければいけないのだろうと思っております。

○梶山参考人 人工林にあっても多面的機能は当然要求される要件ではないかと思うのですが、というか、林野庁もそういう政策だと思いますけれども、この保安林の要件を見ると、これは何というか、これからの森林管理全般に必要とされる項目ではないかと思うのです。

「特に保安林に指定されなかったから、これは考えなくていい」とか、そういう話ではないのかなと、これを読むと強く思うのですが、そういう点ではもう保安林というよりはむしろこれからの日本の森づくりそのものを、全体をこういう方向に持っていったらいいのではないかと、私は保安林の規程を見て思ったのですが。

○事務局 13年以前には機能区分はなかったと理解してよろしいでしょうか。

○矢部課長 今回の3つの機能については、平成8年の資源基本計画がございまして、その中の概念はそこで登場していますが、具体の森林属地に落とす、要するにゾーニングをすることとは平成13年からですね。

○事務局 ゾーニングが13年から。

○矢部課長 そうです。

○事務局 あと、もう一点、モニタリングについてですが、先ほどからおっしゃった公益的機能の発揮ということについて、例えばどういう状況であれば最もよく多面的機能や公

益的機能を発揮するとか、そういったものも今後の分析の中ではわかるようになってくるのでしょうか。

○矢部課長 例えば土砂の流出状況の調査もございしますので、モニタリング調査で我が国の森林の状態として土砂の流出が増えているというような状況が明らかになれば、少なくとも、そういった土砂の流出を抑えるために必要な森林整備を進めていかなければいけないという結論は導き出されると思います。

○事務局 お時間が押していますので、次のテーマにまいります。

○梶山参考人 済みません。このモニタリングの公表は。

○事務局 5年ごとですから、今年で二巡目です。

○梶山参考人 今年で二巡。

○事務局 来年度にその二巡目以降の結果を公表していただけるという合意をさせていただいています。

○八田委員 先ほど、保安林指定をされたところは、補償をする場合があるということでしたけれども、その補償の理由は例えば用途制限についてですか。皆伐禁止などは別に補償をするにも当たらない、義務付けてしまえばそれで済むように思うのですが。

○矢部課長 禁伐というのがございまして、「一切、伐ってはいけない」という指定の部分があるわけです。自分の財産であるはずなのに、一切、伐採を禁止するという、そういった保安林がございしますので、その場合についてはその財産権を制約しているわけですから。ですよ。

○八田委員 でも、それが経済林でない場合に、もともと伐ることの価値はあったわけですかね。

○矢部課長 ですから、その経済林という概念はまたさっきに戻ってしまうのですが、やはり、木材価格との関連でございしますから。

○八田委員 そうですね。だから、経済林である場合には補償の対象になるとは思いますけれども。

○矢部課長 ですから、今でもその算定に当たっては、今の木材価格で当然、手が届かないような森林まで補償しているわけではなくて、人工林として、保安林でなければ、通常の伐採経営ができるような林について禁伐という行為制限をかければ、当然、遺失利益が出てまいりますから、その分について補償をするという考え方です。

○八田委員 そうすると、ある程度、経済活動をしているところに禁伐する場合に補償をします。

○矢部課長 まさにそのときの木材価格に応じて、算定をします。

○八田委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。このまま進めてよろしいですか。

○梶山参考人 伐採後のその届出制度ですけれども、届出を終わっても、その適否をきちんと判断をする基準が果たしてあるのか、どうなのか。それとあと、ここで「施業の勧告」

とありますが、これは実例がほとんどないのですよね。ですから、これは実効性が担保されなければ張り子のトラになってしまうと思うのですが。

あと、この造林未済地の問題も、これも統計上はこうなっていますが、これはいわゆる天然更新も含めているのですよね。それは造林未済地とはされていないと。そもそも、木材生産を目的とした山であれば、それを天然更新と称して継続的に木を植えないというのは、これはやはり通常の常識からはかなりかけ離れたことではないかと思うのです。このままでは、持続可能な森林経営にはならないと思うのですが。

○矢部課長 まず、伐採の届出に関してですが、これは当然、市町村長がそれを受けるわけでございます、そのときにどう判断するかというのが、市町村長がつくっております市町村森林整備計画のさまざまな基準、これに適合しているかどうかということで判断をするということになります。

また、勧告の話がございました。数は多くございませんが、過去に実績はあるということだと思っておりますが、いずれにしましても、こういった制度をきちんと活用することが重要だと思っておりますので、今後につきましては、そういったシステムがきちんと動くようにしていかなければいけないと思っております。

それから、皆伐したあとの造林の未済地の問題でございますが、今、私どもが把握しておりますのは、伐採してから3年間経過して更新がなされていないところというものを定義をして、こういった形で積み上げてございますが、その数字が減少傾向ということでございます。

ただ、当然のことながら、その伐られた後の森林が森林の資源管理上、要するに公益的な機能発揮上、問題であるというような状態では未済地から落とすということにはならないと考えております。きちんと更新が完了するということをもって未済地から外すということは、各都道府県にはお願いをしておりますというところです。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、引き続きまして御回答の「林業経営の体質強化、競争環境の整備について」、当方でいただいております回答の19ページから27ページまで、先に御説明いただきまして、意見交換をさせていただきます。大体20分から30分で御説明をいただいて、その後、質疑にさせていただきますので、引き続き、よろしく申し上げます。

○神山課長 では、Ⅱの「林業経営の体質強化、競争環境の整備について」。算用数字の1番の「望ましい林業構造について」ということでございます。1点目として、昨年度の答申におきまして、現在の森林・林業基本計画に基づく施策について、森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手を明確にして、それぞれがそれぞれの目的、役割に応じた方向性を見出せるように政策目標を明確にすべきであるということを受けておりますが、この取組状況でございます。

私どもといたしまして、森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手との連携によりまして、間伐の推進、そして国産材の安定供給体制の構築に資することができますよう、各

地域におきまして主に森林組合が主体となっております森林管理・経営の担い手と、それと連携をして間伐などを実施します木材生産の担い手につきまして、現場レベルできちんと明確化するように、それぞれの都道府県、そして都道府県の国産材安定供給協議会に対して依頼をしているところでございます。

2番目といたしまして、それではそれぞれの担い手はどのような者を想定しているのかということでございますが、森林管理・経営の担い手といたしましては、我が国の私有林の約7割を占めます森林組合員の所有の森林を集約化して、その管理・経営の役割を担う森林組合が中心的な担い手になるものと想定しておるところでございます。

また、木材生産の担い手とは、この管理・経営の担い手と連携して木材の生産部分を担う素材生産を行う事業体、この場合には森林組合もそういうことを行っておりますので、含まれますが、こういったようなものを想定しているところでございます。

また、地域の実態はさまざまでございますので、それがどちらか一方になる場合もありますが、同一の主体が両方になる場合もあると想定をしておるところでございます。

3番目といたしまして、「それぞれの担い手がそれぞれの役割に応じた方向性を見出せるよう」とありますが、どのような役割なのかということでございます。

その森林管理・経営の担い手といたしましては、その地域の将来の森林像、森林の将来像を示しますとともに、その将来像に向けて必要な間伐といったような施業の提案を通じまして、その集約化を促し、木材生産の担い手と連携して、または自らがその担い手となって、森林所有者に利益を還元するという形で施業を行って、持続可能な森林経営を実現していくという役割を担っていく者と考えてございます。

また、木材生産の担い手とは、路網の整備、高性能林業機械の活用によります低コスト生産によりまして、自らの利益の確保と森林所有者への利益還元ということを目指しての間伐の施業を具体的に実施するという役割を担うということと考えておるところでございます。その際には、森林の公益的機能の発揮に十分留意をするということでございます。

4点目で、それぞれの担い手、両方やっている人がいるので、分ける必要がないのではないかという御指摘でございますが、このような者が先ほど申し上げたように、一つの同一の主体が両方の機能を担っている場合は当然あるわけでございますので、その際にわざわざ色分けをする、担い手を分けることは余り意味がないものと考えておるところでございます。

ただ、一方でそれぞれがどちらか一方、または両方ともいないような地域があるということでございますので、このような地域につきましては、それぞれの担い手の明確化と連携を図っていくことが大事であると考えてございます。算用数字の1につきましては、以上でございます。

○矢部課長　続きまして、2番の「森林情報の整備について」でございます。最初の御質問でございますけれども、二次答申でいわゆる森林情報は地域によって整備状況が異なっており、施業集約が実態として困難な地域も多数存在するので、地域の取組みを積極的に

支援して、早期に整備すべきである。こういうこととされたけれども、どうかということでございます。

私どもは森林の適正な管理・整備、こういったものを進めていく上でいわゆる森林簿情報と森林の境界の情報、こういったものを一元的に管理すると。更には森林施業の実施に併せて行われる施業区域の明確化作業の結果、こういったものを関係図面に反映できるようなデータベースをつくることは重要だと考えております。

このため、各都道府県が行っております森林GIS、地図情報システムでございますが、こういったものの構築に対しまして支援を行っておると。現在、45の都道府県で整備が進められているということでございます。

これ以外に施業集約化を促進する観点から、森林整備地域活動支援交付金、こういったものによって施業集約化のための森林資源情報の収集活動、それから森林境界の明確化を支援する、こういった情報の整備、精度向上を図っているところでございます。

なお、21年度の概算要求におきましても、なかなか条件の厳しいところにおける森林境界の明確化、こういったものを支援するための事業を新規で要求してございます。併せて、先ほど申し上げました森林整備地域活動支援交付金の拡充、こういったことで境界の明確化を支援するという考え方でございます。

2つ目の御質問、補助事業等によりなされていると聞くけれども、その状況を具体的に御教示願いたいと。これは先ほど申し上げたとおり、各種補助事業、21年度に向けた新規も含めて、措置をしたいと考えてございます。

それから、3つ目でございますが、中間取りまとめの問題提起の中で森林情報の整備について、我が国においてはすべての都道府県において森林所有者名、森林の所在や林況をまとめた森林簿が整備されているとあるが、現状の森林簿があることを指して森林情報の整備としていると考えているのか、見解を伺いたい。

これにつきましては、先ほどの回答でも申し上げたとおり、森林簿は森林情報の根幹を成すものの一つという認識でございます。これ以外にも森林境界の情報などの整備などが必要と考えてございますので、こういった森林情報の整備について支援を行っている、そういうことでございます。

4つ目といたしまして、施業集約、間伐林業に必要な境界線などの森林情報、これについては森林簿には記載されていない。森林簿の整理のみでは、林業経営者や林業事業者が必要とする情報に不足するというところでございますが、これも先ほどの回答のとおりで、これ以外にも必要な情報の整備について支援をしていっているということでございます。

それから、5つ目でございます。施業集約、間伐林業に必要な境界線などの森林情報、これについてはいわゆる施業図の整備も必要と聞いておると。施業図と現場は異なるため、施業図にある境界を森林現場において所有者とともに確定してもらう作業が必要と考えるが、見解はどうかということでございます。

勿論、間伐、あるいは必要な森林整備、こういったものを行っていくためには、そうい

った施業の実施のときに併せて行う施業区域の明確化、こういったものも支援の対象としてございます。更に施業集約化を促進するために、先ほどの交付金、あるいは施業集約化とか、供給情報集積事業、こういったものによる境界の明確化、こういったものを支援するというところで、森林情報の整備、精度向上を図っているところでございます。

なお、21年度、先ほども申し上げたとおり、境界の明確化作業についての支援を行う新規事業、あるいは拡充事業を予定しておるところでございます。

6つ目でございますが、現場においてはまだ森林情報の整備は何ら進んでいないという指摘があると。それで施業集約に必要な所有者、境界線などの森林情報の整備が20年度中に措置できるかと考えているのかということでございますが、これも先ほど申し上げたとおり、森林情報の整備につきましては各都道府県が実施しております森林GIS、地図情報システムの構築に対して支援を行っておりまして、現在、45の都道府県で整備が進められております。

このほか、間伐など施業の実施と一緒に施業区域の明確化、こういったものも支援の対象として、更には支援交付金によって森林情報の収集活動、更には供給情報集積事業で境界の明確化を支援する、こういった森林情報の精度向上を図っているところでございます。

21年度、先ほど申し上げたとおり、こういった新たな施策も用意して、よい森林情報の整備を進めていきたいと考えてございます。

それから、3で「森林情報のデータベース化・オープン化について」ということでございます。1つ目で、第二次答申で森林簿の森林情報、これが林業事業者等の施業集約に不可欠な情報を含んでいるということで、地図情報としてデータベース化する取組みを推進すべきであると。併せて個人情報の取扱いに十分考慮して、可能な範囲で施業集約を目指す者にとって利便性の高い情報について、施業集約を目指す者であればだれでもアクセスが可能となるように、森林情報をオープン化することについて検討を進めるとともに、20年度中に検討状況の内容を公表すべきであるということで、御指摘をいただいています。完成予定時期、それから現状の取組状況を教えてくれと。併せてアクセス制限がないような措置を図られているかということでございます。

森林の適正な管理・整備を進めていくために、各都道府県で取り組んでおります森林GISの整備については、きちんと支援を行ってございます。45都道府県で導入がなされております。

なお、アクセス制限につきましては、個人情報保護法がございまして、各都道府県が個人情報保護条例をつくってございまして、こういったものに基づいて取扱いが規定をされております。ですから、その都道府県の判断によって取扱いが異なっているという状況もございます。

林野庁といたしましては、集約化を目指す者に対して可能な範囲で広く情報が公表されることが必要と考えてございますので、今年の3月に文書によって技術的助言を行ったと

ころでございます。

それから、2つ目といたしまして、中間取りまとめの中で都道府県で整備されている森林情報には森林所有者名等の個人情報を含むことから、森林施業の集約化に取り組む林業事業体への森林簿情報の提供の円滑化に資するため、都道府県の個人情報保護条例に基づく規則等に森林簿の利用目的や、その提供先を規定し、毎回、森林所有者等、関係者の同意を得ずとも情報が提供できるように措置すべきことについて技術的助言を行っていると言われてはいるけれども、そもそも、森林簿を森林組合が保有している理由を教えてくださいということでございます。

これはもう既に、以前にも御説明をさせていただきましたが、森林組合であることをもって自動的に森林簿情報が提供されているということにはございません。ただ、森林組合が森林所有者によって組織された団体であること、更には森林施業計画の作成支援を森林組合の業務とされております。そういったことをもって、一定の目的、そういったものを明確にした上で森林簿等の情報を森林組合まで提供している県はあると承知してございます。

それから、3つ目でございます。データベース化、オープン化の完成予定までの間は、施業集約を促進するためにも、施業集約を希望する森林組合以外の林業経営者、林業事業体からの要望があれば、森林組合と同様に、森林簿や施業図を開示すべきであると考えているが、どうかと。

これも既に御説明をしたことと聞いておりますけれども、都道府県の自治事務として整備をされているということでございますので、各都道府県の個人情報保護条例の範囲内で各都道府県で取り組んでいると認識をしております。ですから、森林組合であることをもって自動的に森林簿情報が森林組合に提供されるということではないわけでございます。

なお、できるだけ施業集約化を行おうとする者に対して情報提供が可能となるように努めなさいということについては、既に文書によって助言を行っているということでございます。

○神山課長 それでは、引き続きまして4番の「「施業集約の促進について」」でございます。1番目といたしまして、昨年の答申におきまして、施業集約の取組みを促進するための、その集約に向けた議論や調整を行う組織を地域の実情に応じて設立すべきであるというものをいただきましたが、その現在の取組状況についてでございます。

私どもは今、来年度の予算要求で施業集約化・供給情報集積事業の拡充要求を行っているところでございますので、この中で地域において、ここにございます市町村、林業事業体、森林所有者、路網整備の指導者などから成ります集約化促進協議会、これは仮称でございますが、こういったものを設置をすることとしております。

その協議会が年度別の間伐等の事業量ですとか路網整備計画といったようなことを内容といたします集約化実施計画の作成、そしてまたその実行に当たってのその地域における事業体間の調整、またその実行に当たっての事業体への指導・助言、実施状況の確認、更には情報開示等の役割を担いまして、地域における集約化と施業の推進母体として、この

集約化を面的に拡大するということを目的とするものを、今、要求をしているところでございます。

その協議会の構成員、構成員割合予定でございますが、この協議会におきましては記載のとおり、市町村、都道府県、森林組合、民間林業事業体、森林所有者、路網専門家等、その地域の林業に係る関係者全般、そして行政担当者を構成員とするということを考えているところでございます。構成員割合につきましては地域の実情がございますので、一律にどうだということとは言えないのではないかと考えております。

3番目の地域協議会における公平性の確保のもとに議論、調整が行われた結果については、それぞれの担い手の施業集約計画として合意形成をして、情報開示をすべきであると。また、その施業が適切に実施されたかどうかをチェックする体制を整備すべきであるといったようなことを主な内容とする答申をいただきましたが、ここでございますように、その地域の集約化促進協議会が情報開示、実施状況の把握や指導などを行う機能を持つというふうに、今、考えているところでございます。

4点目の担い手同士で集約計画の調整を図る場合に、より効率的なものが行われるように、公平性を確保した調整がなされるべきであると。その公平性をどのように担保するのか。更にはルール整備はどうなっているのかということでございますが、その「公平性を確保した調整」ということがどのようなイメージで書かれているのか、まだ明らかではない点もございますけれども、繰り返し申し上げているこの協議会に市町村、学識経験者、森林組合、民間事業体、路網専門家等、関係者の幅広い主体の参画を得るということにしているところでございますので、計画作成段階から実行段階に至るまで、その主体が幅広く関わって協議を重ねるということによって、その公平性が確保できる、確保していきたいと考えているところでございます。

5点目の、その情報開示に当たりましてアクセス制限がないようにということでございますが、基本的にその集約計画につきましてはオープンにしていく考えでございますが、実施状況のチェックにつきましては当該協議会がそのチェックを行っていくということでございます。

6番目の農業分野において農地の所有と利用の分離によりまして規模拡大が進んでいるので、林業においても同様に所有と利用を分離することも必要だと考えるが、それに対する見解。また利用権設定ということも必要になるが、それに対する見解ということでございます。

農地につきましては御案内のとおりでございますが、農地法におきまして所有権移転、賃借権の設定に対する各種の制限が設けられているということでございますので、それらの権利の設定につきましてはの特例を設ける場合につきましては、同じく法律による措置が必要となるということでございます。

他方、山林の取得等につきましては、このような制限が設けられていないということから、農業と同列に扱う必要はないのではないかと考えており、むしろ所有権、利用権に対

してのその制限がないという方が、林地の流動化を進めるに当たっての障害は少ないものと認識をしているところでございます。

なお、経営規模の実質的な拡大をしていくということにつきましては、施業受委託の契約の締結の方がその有効な手段であると考えておりまして、これにつきまして林野庁として積極的に進めているところでございます。大変、雑駁ではございますが、概要は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。そうでしたら、質問をお願いします。

○八田委員 境界線などの情報をなるべく整備しようとしておられるということはよくわかったのですが、大体、いつごろまでに明確になされる御予定なのでしょうか。

○矢部課長 実は本来で言えば、国土調査でそういった境界は明らかにしていくという制度になってございます。ただ、国土調査はなかなか進んでおりません。御承知のとおりでございます。そうなりますと、なかなか、森林の事業そのものが滞ってしまうということで、できるだけ地域のそういった取組みで境界を明らかにしていこうという動きに対して、積極的に支援をするということをごさいますして、私どもの方で我が国の森林の境界すべてを何かの支援で明確にするということは、はっきり言って、100%はできないと思っています。

○八田委員 例えば90%までするのをいつまでにという日にちが決まっていなくて、もう、計画というのはないも同然ですからね。

○矢部課長 ただ、個々の森林所有者が施業しようという場合に、施業ができないとなれば、そこについて何らかの動きがあるわけですし、そこについて支援をするということですから、すべての森林の境界を林野庁で明らかにするということは制度的になっておりません。

○八田委員 でも、それはやった方がいいのではありませんか。例えば実際にこの東京の土地の境界確定のときも、紛争ごとにやってもものすごく時間がかかるわけなので、前もってやった方がいいよという話があるわけですね。それでこの不況対策としても非常にいい事業に思えるんですがね。

○矢部課長 ですから、やはりきちんと森林を整備するということをやっていかなければいけませんから、そういった事業が滞ってはいけないわけでございますので、そういった施業が滞らないように森林施業が必要な部分からきちんと境界を明らかにするという活動に対しては支援をしていくということになろうかと思えます。

○八田委員 実際に紛争なり、その土地で事業を行う上でその問題が起きるときというのは遅いので、境界の情報がきちんと整備されていれば、いろんな事業者がどんどん入っていけるし、いろんな計画もできると思うのです。それからの意味ではここに非常に力を入れる価値があるのではないかと思うのです。

だから、一方、これは関係しているかもしれませんが、普通の住宅の土地情報、特に幾らで売られて、幾らで買われたかという情報について、今、国土交通省と法務局とが連携

してGISの上に地図情報をつくっていますよね。

あれもここの規制改革会議で随分、お願いして、大変な騒ぎでやっとできたのですが、そういう情報はある意味で地方に任せないで、国で大規模に整備する必要があるものではないでしょうか。それがないとすべての事業が始まらないですよ。

○矢部課長 すべての境界がわからないということではなくて、最近では高齢化して、なかなか子どもたちに山を教えないという人が出てきたものですから、そういったところについてはなかなか明確になっていないということで、事業が展開できないということだと思いますので、そういったところについては積極的に御支援申し上げるということだと思います。

我が国の森林すべてについて境界を明らかにするということは、はっきり言って、相当膨大な労力と金が必要になるのではないかなと。

○八田委員 それは便益に見合わないという。

○矢部課長 そうということだと思います。

○八田委員 本当に便益に見合わないのか、戦略的にやはりそういう経営事業が将来、入っていきそうな可能性があるところをねらい撃ちでやっていくということは必要なのではないですか。

○矢部課長 実は当座、それでも事業が必要であると、あるいは施業の集約化のためにネックになっている、そういったところについては、これは積極的にやらなければいけないと思っているのですが、奥山のすべての境界を確定するということになる、ほとんど不可能に近いのではないかという気がしますね。

○八田委員 わかりました。

○梶山参考人 その点に関してですが、今、相当、伐り捨て間伐をやっていると思いますけれども、それが単なる伐り捨てに終わっていて、集約化もされないで、仕事をとれたところだけ虫食的に間伐をするということになっているのが実態ではないかと思います。そうすると、これは公共工事と同じで、次回、また全く同じことをやらなければならないわけですね。

たとえ伐り捨てにしても、境界を確認させるとかとせず、個別でやっていくと膨大なお金がかかり続け、いつまでも将来に結び付かないということになってしまうのではないかと思うのですが。

○矢部課長 ですから、今、基本的に間伐などの森林施業が入るところについては、基本的には境界が明らかにならないと入りづらいものですから、そういったところについては積極的に明らかにするという支援をしていくということですよ。何となく境界がわからないのだが、ここだけ間伐するというのは余りないのではないかと思いますけど。

○梶山参考人 伐り捨てですと搬出しませんので、ある程度、あやふやなところを少し避けて間伐するというのが一般的なやり方です。仮に伐り捨て間伐もその結果を全部、データを提出してもらおうようにすればいいのではないかと思うのですが、今、そういうふう

なっていないですよ。

○矢部課長 私ども、国の段階まですべての箇所の伐採情報は入ってこないですけど、ただ、少なくとも公的な資金がそこに投入されて間伐を実施されているということであれば、都道府県の段階では把握はできているはずですよ。

○梶山参考人 基本的に、記録はとっていないと思います。とっていても5年くらいまでです。多分、保存義務がないとか言って、廃棄。これはすごくもったいない話ではないかと思いますが。

○矢部課長 記録がないと、会計検査が入ったときに説明ができませんので、少なくとも公的な補助が入っている箇所については、すべて基盤ごとに情報は都道府県は把握しているはずですよ。

○梶山参考人 それはデータベース化していますか。

○矢部課長 すみません、それは県によるとは思います。当然、補助金の交付申請とかの流れを全部把握しているの、少なくとも手計算ではやっていないと思います。一つの県で一年に何千件と出てきますので、それはすべて電子データで入っているはずですよ。

○梶山参考人 それを蓄積していただけても、大分、情報が整備されているのではないかと思いますが。

○矢部課長 先ほど、御説明した中で森林の地図情報システムという話を差上げたのですが、多分、全県、そうやっているかどうかというのはちょっと自信がないのですが、この地図情報システムの中で過去の施業履歴は入れているはずですよ。「ここの森林、何年に間伐をした」とか、それは全部、データベース化をしているところがあると思います。これはまだちょっと地図情報システムそのものが入っていない県が2県あるので、全国すべてというふうには自信を持って言えませんが、かなりの県はそういうデータの整備をしているはずですよ。

○梶山参考人 今、境界の確認は境界の確認だけ別個にやられている事例がかなりあると思うのですが、その場合に所有者にアプローチをするわけですので、そのときに一緒に施業の受託等もやらないと、かなり効率が悪いのではないかと思うのです。むしろそれがまた公共事業化して、森林組合はそれで食べているとか、それで施業の紹介をやらないとか、そういうこともあるようですので、やはりそこら辺はこれからリンクさせてやっていただければ、大分、情報の整備も進むのではないかと思うのですが。

○矢部課長 そうですね。私どもが用意しているのは個々のツールを用意していますが、それをより効率的に組み合わせて、現場でお使いいただくというのは大変よろしいことだと思います。

また、今の森林整備事業で具体的な施業に支援をする場合でも、その経費の中で境界の明確化はできるようになってございますので、それは事業と一体的にやっている部分もございませぬ。ただ、どうしても事業の一体的にできないような部分については、もうちょっと係り増しになるということで別途の措置を講じていますので、施業の受託の推進に併せ

てそういった明確化もやる、実施するということはどんどんやってもらえば、効果的だと思っ
ています。

○八田委員 今、境界確定のためにかけているお金の全国での総額はわかりますでしょうか。

○矢部課長 一番、実際、使われているのが公共事業の森林整備事業というのがござい
まして、この中でいわゆる諸経費の中で境界の明確化ができるということになっています。
ですから、そこの部分が切り分けで幾ら使われているかというのは、これはちょっと把握
し得ません。

○八田委員 最大限、幾らぐらいですか。

○矢部課長 公共事業のうち、森林整備にかかるものを100としますと、そのうち十数%
が諸係費になっていますので、その諸係費の中すべてが境界の確定に使っているわけでは
ございません。当然、境界が既にわかっているところについては、そういうのは必要ござ
いませんで、そのうちの一部が使われている、そういう感じですよ。

○八田委員 大体、半分というぐらいですか。

○矢部課長 いや、そこまでわかっていないところはないのではないかと思います。

○八田委員 では、3割ぐらいかな。

○矢部課長 ちょっと、済みません。

○八田委員 最大限ね。

○矢部課長 数字はちょっと自信がありません。

○梶山参考人 大体、ha当たり4万円前後という計算を出すところが多いですね。

○矢部課長 あの境界の明確化。

○梶山参考人 ええ。かなり高いですね。それで、これだけしかやらないというケースも
結構ありますので、そうすると、それだけで終わって、実際の森林整備に結び付かないと
か、非常にもったいないです。

○事務局 ちょっとお聞きしたいのですが、去年、折衝等でいろいろやらせていただいた
ときに、時期もかなりこだわって書かせていただきました。その際に、今、施業集約に必
要な所有者境界線の確定を急いでやっていた中で、去年の答申に書いたのは「平成20
年度中措置」です。つまり、来年の3月までですけれども、どれぐらいの確定がなされ
るといことになるのでしょうか。

あえて早期に整備するとか、いろいろとその整備を前提に書かせていただいたはずなの
ですが、来年の3月の時点でどの程度の整備が図られると考えると考えればよろしいので
しょうか。

○矢部課長 そこには「地域の取組みを積極的に支援し」というふうに調整していただき
ましたので、あくまでも国が主体的になって全部整備するということになる、これは国
土交通省との間で、国土調査との間でデマケが出てきますから、ですから「地域の取
組みを積極的に支援し」というふうに書いていただいたのだと思います。

○事務局 ですから、国が地域を支援するか、国が自らやるかは置いておいて、要するに

いつ整備されるかという意味であったと思います。

○矢部課長 ですから、先ほど申し上げましたように、必要な施業が実施できるように、境界がわからなくてできないというようなところから積極的に整備をするというためのツールを用意をするということですね。

○事務局 施業集約に必要な境界線や、所有者がわからないようなところから整備をするという意味だと。

○矢部課長 はい。

○事務局 この言葉を読む限り、「必要なところからやる」とは読めないはずですが。

○矢部課長 ただ、「地域の取組みを積極的に支援し」ということは、地域が能動的にやらない限りは支援のしようがないということだと、今の部分は。

○事務局 解釈が違うということですか。

○矢部課長 でも、それを全部、整備するなど、実際問題、できませんよね。

○八田委員 要するに、「どれだけできるか、計画を立ててください」ということですね。

○神山課長 一つ、先ほど、計画課長からずっとお答えしているように、最終的な明確な、所有権等も明らかにするような境界確定、これは国土交通省の所管でございます。我々がそこまで最後までできるということにはなっておりません。

我々として何が必要かといったときに、まさに事業をきちんとやる際にその施業区域を定めたり、おおむねの、その間、施業集約化をするときに何人もの所有者がまとまるわけですから、その間の大まかなその境界を確定するという作業、これが大事になってくるということでございまして、そのためにも私どもには幾つかの事業がございまして、その中で例えば施業集約化をする際に境界を確定する場合には、大体、2分の1平均ということで、2万円から2万4,000円程度の補助をしているということ。

また、いろいろ、条件不利地域の問題がございまして、今後、そういったところに間伐を進めていかなければいけないという中で、やはりその境界を確定させていくためには、もう少し手厚い支援ということで、今、要求させていただいているわけですが、我々はそういう事業をきちんと進めていくという前提のもとに、それを進めていくために何が必要か。やはりそのためには境界が必要だ。それを積極的に進めていく意欲のあるところ、あるいは進めていかなければいけないところから、勿論、その予算の範囲内という制約はありますけれども、そういう意欲のあるところが、順次、進めていって、当面の目標としては年間55万ha、330万haの間伐、これがきちんと行くようにというのが当面の目標ということで進めている。そういうふうに御理解をいただければと思います。

○事務局 もう一つお聞きしたいのですが、26ページにありますこの施業集約について、施業集約に向けて議論や調整を行う組織を設立すべきであるとし、これはもう時期にこだわって「20年中措置」とさせていただきました。要するにこれは今年の12月までの措置だということであるはずですが、御回答を見ますと、「21年度の予算要求」ということは、

実際に設立されるのは来年度になってしまうということですよね。

○神山課長　　というか、そのつくるといふことと、やはり私どもとしてはつくって、そこがきちんとした動きをしなければいけないと。

○事務局　　勿論、そうです。

○神山課長　　そのために、今、私どもとして昨年の段階ではもう 20 年度予算は決まっていたわけですから、そういう新しい取組みをするためにはやはり財政的な裏付けを、やはり更に新しい年度でやらなければならないということで、今、こういう要求をさせていただいているということで、御指摘にあった「20 年中、措置」ということが、ちょっと、私も明確にそこでその組織までつくらなければならないということで承っていたかどうかという明確な理解はしていないのですが、例えば組織的に何かその準備運動をするとか、いきなり 4 月から予算を執行する際に、そこから準備をなさいとか、メンバーを集めなさいとか、どういうことをやりなさいとか、そういうようなことをそこからやるのだとすれば確かに遅いとすれば、概算決定の段階で政府原案予算ができるわけですから、勿論、国会の審議はあるわけですが、その段階からそういう設立の準備というか、具体的な、その予算が成立したらすぐ動けるような体制をつくっていくということは十分可能だと思っております。

○八田委員　　それは明確に調整を行う組織を設立すべきであると。それで「平成 20 年中措置」、もし何か難しかったら、こう言わなければよかった。「21 年措置」とおっしゃればいいのだけれど、「20 年中措置」で「設立すべきである」と明確に書いてあります。これはしなければだめです。

○事務局　　21 年なのか、20 年度なのか、これは毎回、厳しい折衝があるわけですよ。何とか早目ということで 20 年中とまでしたのに、この読み方によって措置時期がずれていくということがあれば、この区切っている意味がなくなってきます。

○八田委員　　しかも、これは「20 年度中」ではなくて、「20 年中」ですよ。ということは非常にこの時期についてはきちっとやっているわけですね。

○神山課長　　そこについては、済みません、私も確認をさせていただきますので。

○事務局　　先に進んでよろしいでしょうか。そうしましたら、次に移りまして、5 の「路網整備」から、28 ページから 40 ページまで、間の国有林は飛ばして、28 ページから 40 ページまでを引き続き御説明をお願いいたします。

○黒川課長　　それでは、私の方から説明をさせていただきます。

○事務局　　説明の方は、大体全体で 20 分から 30 分で終わらせていただけるとありがたいのですが。

○黒川課長　　まず、「路網整備の促進について」の（1）でございますけれども、私どもでも作業路の作設に当たりましては、切土工の抑制ですとか、雨水の排水など、基本的な工法・手法に加えて、その地域地域の土質ですとか気候といったものに工夫を加えていくことが重要であると考えております。

このため、平成 19 年 3 月にはこの基本的な工法・手法を取りまとめました『作業路作設の手引き』を作成するとともに、平成 20 年の 5 月には『作業路損壊事例』を作成し、どういところで壊れているか、その要因は何か、対策としてはどのようなものかというようなものを作成したところでございます。

また、平成 20 年度におきましては、技術者の育成については森林技術総合研修所におきまして、経営及び技術的な判断に基づき、線形が描ける技術者を養成する低コスト作業路企画者養成研修のほか、作業路の施工に関するオペレーターを養成する低コスト作業路技術者養成研修。低コスト作業路技術者養成研修の修了者を対象とする更なる技術向上を図ることを目的とした研修を実施しているところでございます。

(2) につきまして、マニュアルの作成ということでございますが、これについては、今、御説明したとおり、『作業路作設の手引き』『作業路損壊事例』、そういったものを作成しているところでございます。

○渋谷課長 (3) でございます。作業路網整備のための指導者養成研修、モデル林の現地研修の充実化などがなされていると聞くけれども、想定している技術者数の人数規模も併せて、その具体的な内容を教示願いたいということですが、先ほども若干、御説明しましたが、森林技術総合研修所におきまして、作業路網に関する研修について詳しく申し上げますと、まず、1 つ目の低コスト作業路企画者養成研修ということで、対象人数 60 人ということで、一年に 60 人ということですが、経営及び技術的な判断、これは「技術的」というか、地形とかそういった現場の状況をきちっと踏まえながら線形を描ける技術者を養成するというものでございまして、高性能林業機械作業システムの事例等を入れまして、作業路網の図上測設から現地線形、基礎的な作設方法等を内容としているということで、基本的にはこれが一番重要ではないかと考えております。

あと、低コスト作業路技術者養成研修ということで、これも年 60 人という規模で養成をしております。これは低コスト作業路の作設に当たる技術者の養成ということなのです。

(3) が低コスト作業路技術者の養成再研修ということで、これは一度、マスターした人に再研修をして、更に上を目指していただくというようなものでございます。なお、今のところ、年度途中ということで、現時点における成果については出すことは困難でございますので、来年度以降ということになります。

また、(4)、当該研修に当たって技術習得状況を客観的に確認できることが重要と考えるが、どういうふうに行っているのかということですが、研修所におきましては一定の水準に達しているかどうかということを経験と知識を有する外部の有識者等 3 名の方から成る技術評価委員によりまして、受講者の技術評価を実施しているところでございます。具体的には路肩の保護とか排水処理、安全確保等の項目ごとに 3 段階評価、A、B、C というようなものを行っているところでございます。

○黒川課長 (5) の、この路網について、どのように開設して、どのように維持管理さ

れているかを、誰がどのように確認するかということですが、これにつきましては都道府県知事が森林整備事業で行いました路網につきまして、補助金の査定を行いますとともに、この補助金で行った施設の維持管理の実施状況の監督を行うということが補助事業実施要領で位置付けられているところでございます。

○神山課長 （６）の効率的な路網整備に向けての、その施業集約と路網整備が一体的に行われるよう、その協議会においてきちんと位置付けるべきであるということにつきましては、既に御説明を申し上げておおり、現在の事業の拡充要求という形での集約化促進協議会、地域レベルのものを設置して、そこで年度別の間伐実行量と合わせての路網整備計画についても計画をするということで考えてございます。また、その整備状況の把握等についても、当該協議会が行うこととしているところでございます。

（７）、（８）も同様でございますが、施業集約化計画の中に路網整備計画を入れるよう義務付けるべきではないかということですが、「義務付け」という言葉は適切かどうかはございますけれども、この施業集約化計画の中に路網整備計画も計画をしていくこととしておりますし、またその確認も協議会が行っていくということで考えてございます。以上でございます。

○黒川課長 （９）で路網については耐久性が必要であり、その確認なしに公的補助を行うべきではないということですが、間伐等の作業に伴い一時的に使用されるというのが作業道、作業路の位置付け、性格でございます。森林整備事業においては、そういったような作業路、作業道についても補助の対象となり得るわけでございます。ただし、その修理は補助の対象とはしておりません。

ただ、例えば団地的な間伐の推進などの観点から、一定の期間、繰り返し使用するような作業道や作業路、こういったものにつきましては作業の効率化を図る観点からも、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を進めるということで、先ほど申し上げましたような『作業路作設の手引き』、そういったものの作成、配布を行い、普及・啓発を図っているところでございます。

（１０）のところでございます。これは林野庁の作設研修の指導を受け、かつ公的補助を受けて整備されている路網が全国至るところで壊れていると聞くが、それについての見解と、あとはどのような指導がなされているのかというお話でございます。

これにつきましても繰り返しになりますけれども、作業路の作設については、私どもとしては基本的な工法・手法についての普及・啓発と、地域での工夫を加えていただくということが重要であると考えておりますので、先ほど申しましたような『作業路作設の手引き』等の作成・配布をしているところでございます。

また一方、森林技術総合研修所におきましては、路網設計に関する指導もやはり重要であると考えておまして、低コスト作業路企画者養成研修、こういったものを年３回、実施しているところでございます。

○矢部課長 続きまして、（１１）は私の方から。林野庁がやっております新生産システム

の内容を教えてくださいということ、併せて新生産システムの稼働・成功に向けて、木材供給を優先するために、先ほど、御指摘のあったような粗悪な路網整備がなされているとの指摘があるが、どうかと。

新生産システムは全国の11のモデル地域におきまして、川上から川下までの合意形成に基づいて、施業集約化とか協定取引、更には生産・流通・加工のコストダウンを図って、ハウスメーカー等のニーズに応じた安定供給を実現すると。その結果として地域材の利用拡大を図る。更には林家等の収益性を向上させる仕組みでございます。こういったことを平成18年から進めているところでございます。

その中で路網整備につきましては、その導入する作業システムに対応して、林道、作業路、こういったものを適切に組み合わせるということでございます。それぞれの作業においても効率的に使用できるように整備をするという考え方でございまして、このシステムのモデル地域で木材供給を優先するために不適切な路網整備がされているということはないのではないかと考えておるところでございます。

○黒川課長 (12)について、これも路網に関しまして指導者養成研修の内容の見直しと、実際の整備に当たってのチェック機能の強化を図るべきではないかということでございますけれども、私どもの方では、今、恒久的な路網であります林道につきましては、安全性や耐久性を確保するという観点から、国の方で基準を定めて補助を行っているところでございます。

間伐などの作業に伴い開設されます作業道や作業路につきましては、これも繰り返しになりますが、基本的には一時的な施設でございます。その中で一定の期間、繰り返して使用するようなものについては、先ほどのような観点から、できる限り簡易で耐久性のある構造で整備を進めるということで、普及・啓発を図っているところでございます。

また一方、研修の方でございますが、森林技術総合研修所におけます作業路網の研修におきましては、安全性・耐久性を確保するために地形に合わせた無理のない線形を描く、切盛高を抑制し、切盛法面の崩壊、大雨時の湧水を避けて路面洗掘及び崩壊を防ぐこと、必要に応じて木製構造物を設置するなど、地形、気候、土質などに応じて作設ができるよう指導しているところであり、今後も引き続き適切に対応をしてまいりたいと考えております。

○神山課長 それでは6番は国有林野でございましたので、既に御議論をされているかと思えます。7番、「担い手対策について」でございます。まず最初に、昨年のおいて雇用者に対する補助を今後は雇用者の指導により技能や知識を習得していることを確認し、支給されるような仕組みを検討し、結論を得るべきであるということでの現状の取組みでございますが、緑の雇用の研修生がその研修でどの程度の技能・知識を習得したのか、これを確認する方法につきましては、今年度、その事業推進委員会にも提示をした上で、その事業実施主体でございます全国森林組合連合会に検討PTを設置することなどにより、具体的内容を検討の上で対応する考えでございまして、現在、その原案の作成に取りかか

っているところでございます。

また（２）につきましても、だれがどのように確認するかということにつきましても、現在、検討中でございます。ここにごさいましたような期限内に結論を得るように努力をしていきたいと考えております。

（３）の技能や技術の習得と並行して、森林管理経営に必要な知識の習得が図られるよう、研修指導内容の充実に向けた必要な措置を講じるべきとの答申に対する対応状況でございます。

平成 20 年度の予算措置によりまして、森林管理経営に関する研修内容を充実させることにつきまして、今年の 3 月 31 日付で運用通知を改正いたしまして、森林の持つ多様な機能を適切に発揮するための森林の管理経営に必要な専門知識などを習得させると記載したところでございます。

具体的には 1 年目の集合研修におきまして、森林の所有形態、事業体の役割といった座学のほかに、木材加工・流通の現場視察、3 年目の研修におきましては森林計画精度を初めといたします提案型集約化施業に関する基礎知識などを標準のカリキュラムとして設定をいたしまして、その研修の実施機関が必修、あるいは選択科目として設定を可能としているところでございます。

なお、森林管理経営に必要な知識とは、ここにごさいますように、木材生産や水土保持など、その森林の発揮すべき機能を把握した上で、その機能が発揮できるような目標林型、そこに至る施業方法が理解できることであると考えております。また、提案型集約化施業を推進する観点から、現場の就業者におきましても集約化、団地化の方向性の中でそのプランナーが作成した提案書の必要性、これを理解することは重要と考えているところでございます。

ただ、これらの知識につきましては、その地域資源の状況、あるいはその所有形態等によって変化するものでありまして、経営目的とも連動するものであると考えておるところでございます。

（４）の林業の担い手は、今後、積極的に増やすべきと考えているのかと。また緑の雇用対策を講じた結果、林業就業者数は増加しているのかということ。また、担い手を増加させようとするのであれば、直接的な創業支援なども必要ではないかということに対しての見解でございます。

林業就業者数につきましては、非常に林業経営が厳しくなる中で平成 17 年の国勢調査では約 5 万人程度ということで減少してございます。平成 17 年以降につきましては、各年でその就業者数を把握している統計がないということでございまして、国勢調査で把握をしているということでございますが、増減について正確に把握することは困難でございますけれども、森林吸収源対策の実施に伴いまして、事業量が増加しているということでございます。

新規就業者ということに限って見れば、平成 15 年度に緑の雇用を開始して以来、それま

で約 2,000 人／年という新規就業者があったのに対しまして、それ以降は 3,200 人／年ということになってございますので、増加傾向にあるものというふうに認識をしてございます。

なお、森林・林業基本計画に基づきまして、一定の前提条件を置いた上で平成 27 年度に必要な林業就業者数を約 5 万人と試算をしてございますので、この必要な労働力の確保に向けては緑の雇用事業による新規就業者の確保・育成と併せまして、現在、170 日程度となっております年間就労日数の増加、あるいはその施業集約化、低コスト作業システムの整備による生産性の向上が必要だということで、これに取り組んでいるところでございます。

また、他の方法による担い手の育成ということにつきまして、林業関係の各種の支援策につきましては、基本的に異業種からの新規参入でありまして、これを排除しているところではございませんので、一定の要件を満たす者については満遍なく施策を講じているところでございます。

引き続きまして、8 番の「林業機械に関する補助の見直しについて」ということでございます。昨年の答申におきまして、現在、行われている林業機械の導入費用を一部負担する公的補助の在り方につきまして、より生産性の向上に資するよう補助制度の運用の在り方を見直すなどの検討を行う、結論を得るということを受けておりますが、その取組状況についてでございます。

平成 21 年度の概算要求におきまして、私ども、林業機械の導入につきまして森林・林業・木材産業づくり交付金で対応しているわけでございますが、その拡充要求を行っているところでございます。

具体的には現在の事業規模といったようなものを要件といたさずに、その施業集約化に取り組む能力・体制を有する者として第三者による評価、体制評価を受けた単独の林業事業体、またその体制評価を受けた事業体と連携をして集約化を行う事業体、これを補助対象に追加をするという拡充要求を行っているところでございます。

更にこれらの者が高性能林業機械を導入する場合には、優先的に採択されるよう、その採択基準につきまして検討しているところでございます。

次に昨年の答申におきまして、林業機械に関する公的補助の対象につきまして、その森林を保有する経営者が施業集約を図り、規模拡大を行う可能性もあることから、その補助対象の拡大を図るべきであるということでございます。この取組状況でございます。

平成 20 年度におきまして、その経営規模の拡大等を測ります単独の林業事業体、そして経営体等に対しまして、事業規模、組織形態などを要件とせず、リース方式による高性能林業機械の導入といったもの、これに対する支援を実施するということが補助の拡充を図ったところでございます。したがって、林業機械に対する公的補助の対象につきまして、経営体、事業体が排除されるという状況にはございません。

また、繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、林業機械の導入支援に関

する補助対象につきまして、交付金でのその事業規模を要件としない体制評価を受けた事業体等につきましては、対象にするということでの要求を行っているところでございます。

続きまして、所有による規模拡大も対象となるかということですが、森林を大規模に所有することにより事業規模の拡大を図ろうとする経営体、事業体等も含めて、リースによる導入に対する支援の対象となっているところでございます。

(4)につきまして、その現場のニーズについてメーカーが吸収し、研究開発に活かしていくべきものであるのが、それらがなされないということにつきましては、購入に公的補助がなされているからではないかと、それも一因ではないかということで、購入、リースに対しての補助を廃止することも視野に入れて検討すべきかと考えるが、これに対する見解でございます。

高性能林業機械、必然的に数千万円もする高いものでございます。公的な補助を利用しても自己の負担が多額に生じるということでございますので、当然のことながら、幾つかのメーカーの機種につきましてさまざまな性能、価格などを比較検討して機種を選定しているものと認識をしております。

当然、そういった比較検討の結果、どういう機械を選んだか、あるいは選ばなかったということについては、当然、メーカー間の情報としてその情報に基づく競争が促進しているものと考えているところでございます。

更にその開発から実用化ということにつきましては、現場での試験、改良、安全性の確認、いろいろな、さまざまなプロセスを経る必要があるということでございますので、そのニーズへの対応にはやはりある程度の時間が必要ではないかということでございます。こういったようなことを考えますと、直接的に林業機械の導入に対して補助が行われていることが技術開発を阻害しているとは考えてございません。

また、昨年のおきまして、公的補助の必要性についても明記されていると認識をしておりますが、この吸収源対策に向けての森林の整備、木材の安定供給に対する取組みが課題となっている中で、やはり施業の低コスト化を進めていく。このために必要な、不可欠な機械の導入を促進することは重要となっておりまして、やはり林業機械に対する公的な支援については、今後とも必要であると考えてございます。

ただし、この場合におきましても私どもの考えといたしましては、やみくもにというか、むやみやたらに、無秩序に導入するのではなく、やはりその稼働率をきちんと向上させることによって目的でございます施業集約化の促進に資するように、必要な審査を行った上で優先順位等を付けながら導入をしていくということを考えているところでございます。雑駁ではございますが、以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、御質問をお願いします。

○米田委員 では「路網整備の促進について」から、いろいろ教えていただければと思います。よろしくをお願いします。まず 28 ページの方から「路網整備の促進」ということが書いてありますが、一応、『作業路作設の手引き』と、それから『作業路損壊事例』という

のを2つ作成されたということが大きいということと、あと、実際に作業路開設に伴ういろんな研修を行っておられるということですが、一応、書いたということと、その習熟度具合ですとか、実際に日本はいろんな地質が違うわけですけれども、そういう地域性に応じた手引きになっているかということ。要するに物が書かれましたということは一つの前進だと思うのですが、その内容につきましては、もう少し、ちょっと深く確認をさせていただきたいと思っております。

と申しますのが、一応、作業路といいましても、先ほど、御説明にもありましたように、地域によって地質条件等、山の形状等が違って、いろんな形があると思うのですが、そういった地域性による違いというものも加味した形での手引きになっておりますでしょうか。○黒川課長 地域性というよりも、先ほど、話しました土質ですとか、どういうところで崩れるか、そういったところで整理をさせていただいております。基本的に作業路の場合ですと、水の処理の問題、それが一番損壊につながるようなことになりますので、特にそういう基本的な事項について手引きの方では整理をさせていただきまして、また、地域ですとか、自然条件等によります。違いにつきましては、先ほど言いました損壊事例の方で本当に壊れているところの写真ですとか、そこがどうして壊れたのか、そのためにはどう対応すればいいのかという事例集的なもので整理をさせていただいております。

○米田委員 一説によると、まだまだ作業路開設についてのマニュアルがしっかり整備されていないという指摘もよく聞くのですが、勿論、出されたことは一つ、一歩前進だと思いますけれども、これから先、これを現実いろんなところで作業路を実際に開設していくときに使えるようなマニュアルにまで育てていくには、多分、これだけでは足りないと思うのですが、今後のそういったマニュアルづくりにおける計画はどういうことを考えておられますか。

○黒川課長 作業路については、特にここ何年か、簡易で崩れにくい作業路に関心も高まってきて途中で、私たちがそういう普及・啓発をしていかなければいけないということで進めてきております。今のところは、そのマニュアルと損壊事例を今回、出させていただいたわけでございますけれども、そういったもので、実際、今度、現地で取り組んでいただく中でいろいろと事例ですとか、情報を更に集めて、そういったものの更なる向上ができればいいなと考えております。

○米田委員 それで、今、「簡易で崩れにくい路網」ということをおっしゃいましたが、第2番目の質問で、今、気になっておりますのは、実は林野庁の形が作業路として考えておられるのは、間伐等の作業に伴い、一時的に使用される作業道や作業路を基本に考えているということが、先ほどの御説明で二、三回、出たように思うのですが、やはりこれからの日本の林業にとって必要なのは、繰り返し使える、生産基盤たる路網ではないかと私は思っております。

ですが、今、林業の基本が一時的に使用される路網を基本にいろんな制度をつくっておられて、維持管理に対する補助金もないというようなことをおっしゃったのですが、私は

やはり繰り返し使用される路網が基本であって、やはりそれに対するいろんなマニュアルの整備とか、いろんな技術研修をやっていかれるのが適切ではないかと思うのですが、それについてはいかがお考えですか。

○黒川課長 これも先ほど申し上げたのですが、例えば、今回、間伐をいたしますその現地まで行くのに必要な道、あるいはその現地の中で資材を運ぶために必要な道という形で作業路がもともと位置付けられておりますから、そういった事業の実施の仕方も当然あります。

ですから、そういったものも対象になっておりますということで、先ほど説明をさせていただいたわけでございますけれども、例えばある程度のまとまりのある団地で施業を実施していくことを考えていきますと、その道は今年度実施したところだけではなくて、翌年度実施するところにも使われるわけでございますので、一定期間、継続的に利用されるということが想定されるわけでございます。

そういう道につきましては、先ほど申し上げたように簡易で崩れにくい、道づくりを進めていくことが重要だと考えておまして、現在つくっているマニュアルとか、損壊事例集とか、今、森林技術総合研修所で実施している研修につきましても、簡易で崩れにくい、継続的に利用していくような道を念頭に置いて進めているところでございます。

○米田委員 ということは、繰り返し使用する作業道や作業路を基本に置いてマニュアルや研修をしておられるという理解でよろしいですか。

○黒川課長 そういうものを念頭に置いております。ただ、事業としては翌年度以降、10年も使う予定がないようなところでは継続的でない利用の仕方の作業路も、事業の対象にはなっているということをお願いただけでございます。

○米田委員 あと、もう一つあるのですが、作業道や作業路は、勿論、作業路と作業道で幅員は大体、基本的に幾らというものはあるかもしれませんが、基本的に伐り捨て間伐ではなく、利用間伐をベースにした作業路、作業道ということでよろしいのでしょうか。

○黒川課長 そうですね。

○米田委員 つまり、そこで伐った材を搬出して利用することを前提にした道と、その搬出を考えない道だと、幅員もやや違いが出るかと思うのですが、ここで教えていらっしゃることはあくまで出してきた間伐材を山の外に出す、搬出をベースにした道幅になっているのでしょうか。

○黒川課長 両方あると思いますけれども、基本的に作業路ですので、当然、運ぶことを前提に置いて考えていくことになろうかと思えます。ただ、その道の幅等につきましても、その作業のシステム、どういう機械を入れるかによって道の幅とかも変わってくると思いますし、あるいは先ほどの地形、地質、地域の状況に応じて、非常に急傾斜のところとか、地質が悪いところでどれだけの道幅のものが入れられるとか、そういう幾つかのいろいろ要件によって道幅は考えられるものだとは考えております。

○米田委員 ただ、これからはやはり日本の林業は繰り返し使える生産基盤たる路網が大

事だと私は思うのですが、いかがお考えですか。

○黒川課長　そういうことは大事だということで考えております。道についても、先ほどもちょっと林道の話をしましたけれども、作業路だけではなくて、本当の幹線的な路網になります林道、これは永久的な構造物ということで、先ほども説明しましたように、構造物等できちんと基準等も設けられている道でございます。

そういった林道と作業道、あるいは作業路、そういったものを効果的に組み合わせることによって、路網整備は進めていくべきだと考えております。

○米田委員　新生産システムにおける路網整備は、基本的には繰り返し使える生産基盤たる路網を想定してつくっておられるのでしょうか。それとも、一時的に使用される作業道や作業路という感覚でつくられているのでしょうか。

○矢部課長　新生産システムだからといって、統一的にどういう道をつくれというふうには指示はしておりませんで、その地域で自ら考えてきちんと木材の安定供給体制をつくろうということですから、そういった関係者が寄って集まって、自分のところはどのような路網整備をしようかということを考えていただいていると思っております。

○梶山参考人　新生産システムは、私はむしろ皆伐との関係の方が問題ではないかなと思います。せっかく需要が増えても皆伐が増えたら元も子もないでしょう。新生産システムと路網は直接は余り関係ないのではないかと思います。森林技術総合研修所の外部有識者の技術評価委員会ですが、これは具体的にはどなたが委員になられているのでしょうか。

○渋谷課長　今、お願いしているのは四万十町の中川オペレーターの方、それから東京大学の酒井先生、それから機械化センターの所長、3名でございます。

○梶山参考人　今、作業路がかなり中心になっていて、それはそれでよかったと思いますけれども、これからはやはり基幹道との組合せがより必要となってくと思うのですが、森林技術総合研修所としてはやはり先々を考えて、設計とか、施工とか、総合的な観点から研修を行うことが必要ではないかと思います。

そこであと一つ、ここの研修所で疑問なのは、今、教える先生が林野庁の職員の人なんですよね。これははっきり言って、あり得ないです。やはり路網は相当、経験・訓練を積んだ人でないと教えることはできないと思います。職員の人がいるのは2年、3年、長くても4、5年です。そういう人が教えるというのはやはり大変危険があって、そこら辺は何とかしていただきたいなど。

ここの研修所の影響力は相当大きいです。ここで教えられたことは、皆さん、スタンダードだと思って、いろいろと普及していきます。ですから、ここではできればむしろ十分過ぎるくらいの、ちょっとお金がかかり過ぎるくらいのことまで教えた方が、今後のためにはいいのではないかと思います。

○渋谷課長　はい。御指摘の点、もっともな点もあるし、職員の転勤とか、いろいろな問題もあるということで、すぐには、いわゆる路網整備のオペレーターとしての技術、高い技術を持つことはできないということで、外部のオペレーター、外部でもう既に習熟した

ペレーターの方をお願いして、実際の技術を学んでいただくということをやるようにしてきておりますので、御指摘の点のないようにきちんと習熟したオペレーターの方をお願いして、今後とも進めていきたいと考えております。

○梶山参考人 これから現代林業をやっていく上では何とか方式ではなくて、きちんと科学的な裏付けを持ったやり方で整理されていくべきだと思います。ここでは便宜上四万十方式としますが、四万十方式については、私も路網のことは専門家ではないのでよくわかりませんが、やはり素人から見てもかなり問題だなと思うところはあって、あれを果たして本当に研修所で広めていいものかどうかというのは、正直言って疑問なのですが。

○渋谷課長 具体的には、まず一番大事なのは線形をどうとっていくかという、計画レベルですね、先ほどもありましたけれども、幹線からどう持ってくるかから始まって、その地域の地質、地形、気候、その他を踏まえながら、一番いい線形をとる技術がまずなければ、どんな方法を取ってもなかなかいい路網はできないと思います。

それから、そうしたことがうまくいった後で、土木的な、技術的にどういうふうにその作設をしていくかという過程につきましては、今、さまざまな方法があると認識しておりまして、どの方法がいいかということはないかな今は決めにくいという状況がございます。

その中で、現段階ではその四万十方式と言われているものをもとにしておりますけれども、これから、先ほども申し上げましたとおり、どういう場合に崩れているとか、そういうデータが集まってまいりますので、そういうものを集大成してきちんとしたものにしていくということが、今後、必要になるのかなと思っております。

ですから、何々式というのではなくて、その地域に合った路網の整備の仕方をその地域で考えていくということが、今後、必要になってくるのかなと思っております。また、そういうふうに進めていかなければいけないのかなと思っております。

○梶山参考人 道をつくる上での最低のルールはあると思うのです。ただ、三重県ある山林では、そこの道は40年前につくられていて、しかも今でもトラックが通れて、タワーヤーダなどの大型の林業機械が使える道になっています。そこを設計した人がオーストリアのハフナー教授という人ですが、あれを見ると、もともと路網は基本的な部分は同じなのかなと考えられます。ですから、そこら辺を整理していくと、自ずと路網設計の理論は決まってくるのではないかという気がするのですが。

○渋谷課長 参考にさせていただきます。

○米田委員 今の続きでお伺いいたしますが、今現在、『作業路作設の手引き』ですとか、そういった路網整備の促進、技術開発、今、マニュアル整備、基準づくりなどでどのぐらいの人員を割いてやっていますか。

○黒川課長 林野庁でということですか。

○米田委員 林野庁とか、森林技術総合研修所とか、お話を聞くとそういった路網整備におけるノウハウ蓄積、基準づくり、マニュアルづくり、普及に対して力を注がなければいけないということは一致した考えだと思うのですが、実際的に何人ぐらいの方がこれに従

事されて、どのぐらいの専門家が今、いらっしゃるのでしょうか。

○黒川課長 路網だけの仕事をしている人間はなかなかいないのですが、林野の行政の方で言えば、私たち整備課が事業の実施を行うことから、先ほど申しましたマニュアルですとか損壊事例ですとか、そういうところまで、今、つくっていますけれども、林道なりの企画をやっている者がグループとして5人おりますが、グループの中での仕事としてやっております。

こういうものは私たち行政の者だけではなかなかできるものではございませんので、例えば森林総研、もともと林野庁と関係のあった、今は独立行政法人でございますけれども、そういう研究所の方ですとか、あるいは大学の先生ですとかの知見をいただいたり、あるいは技術開発ということであれば、研究保全課の方で担当していますが、技術開発に関する事業を実施する中で検討委員会を設けるなど、そういう取組みも実際、進めていただいております。

更にはその研修所が、先ほど、お話に出てきましたけれども、沼田に森林技術総合研修所がございまして、そこでは実際に現地で研修をするわけでございますが、そこで実際の研修に使うようなマニュアルの作成ですとか、あるいは研修のカリキュラムとか、そういったものに携わっている者がございます。

○米田委員 恐らく、そういう中で本当に実務に通じた専門家を養成していくことが大事になると思いますが、研修を受ける生徒さんもそうですけれども、教える人のブラッシュアップも同時にすごく大事になってくると思います。それについては林野庁としてはそういう人材を、教える側、教わる側、両方で今後、充実させていく御予定はおありになるのでしょうか。

○渋谷課長 先ほど、3つの研修の項目の意味を申し上げましたけれども、最後に申し上げました低コスト作業路技術者養成再研修は、まさに現場で技術を教えられる人を育てるという研修でございまして、人数を限りまして、15人／年ぐらいに限って、優秀な人をもう一度、ほかの人に教えられるレベルに何とか持っていきたいということで組んでいる研修でございます。

この研修を受けたからすぐ教えられるかというのは、また自分の技量を上げていただいたりということは必要になるかと思っておりますけど、そういう形でブラッシュアップをしていくような、ステップアップをしていくような仕組みで今後とも進めていきたいと考えております。

○梶山参考人 メンバーに現場の人が入っていないのが、ちょっと気になりました。先ほどの整備課の人と、あと森林総研と大学の先生ですか。それで現場の人は入っていないのですか。

○黒川課長 現場の人というのは。

○梶山参考人 実際に道をつくる人です。

○黒川課長 林野庁の職員ではなくて、マニュアルの作成とか損壊事例に当たりまして、

なかなか全部ではありませんが、路網に作設を行っているような、先進的に行っているような方々にも見ていただきまして、御意見等はちょうだいしております。

○梶山参考人 私は森林総研の人が道づくりで何か専門的なことが言えるかどうか、大変、疑問なのですが。

○黒川課長 森林総研にも路網の研究室がございまして、いろいろなところの事例調査とか、あるいは先ほど梶山委員が言われましたような、林道とか作業路とか、そういう組み合わせた体系的な路網の考え方ですとか、そういうものの研究をしていると私どもは承知をしております、そういった知見等も活用させていただきたいと思っております。

○八田委員 森林総研は路網関係で、外国からの研究者を招いたり、こちらからも外国の実際の路網のところは何年かやるというようなことはやっちらっしゃるのですか。

○渋谷課長 人事交流、何年にもわたって行っているということは行っていないと思いません。いわゆる技術を、技術交流とかそういうことはあるかと思えますけれども。

○八田委員 路網に関して、毎年、何人ぐらいやっちらっしゃるのでしょうか。というのは、一番交流が必要なところだと思うのです。

○渋谷課長 詳しいところは、今のところ、ちょっとデータを存じ上げていないので。

○八田委員 その情報を教えていただけると。

○渋谷課長 はい。わかりました。

○米田委員 私も追加で、森林総研でこういった林業の路網整備だけではなくて、林業の機械もそうですけれども、そういった、実際に林業革新に関わる研究を具体的にやっちらっしゃる方々がどういうところにどれだけの人がおられて、また海外の事例をどのように取り入れたりしておられるかということもついでに教えていただければと思います。

○渋谷課長 わかりました。機械関係と路網の両分野がありますので。

○米田委員 森林収支計画、森林経営計画のようなところも。要するに林業全般ですね。恐らく、たくさんいらっしゃるのではないかと思うのですが、どういう体制でこういった林業改革を推進するための研究開発組織が、今、あるかということをお教えいただければと思います。

○渋谷課長 わかりました。非常に幅が広い分野がありまして、地球の温暖化から始まって、機械、林業の地場まで広がっておりますので、パンフレット等で。

○米田委員 いえ、地球温暖化からこちらまでと言っているわけではなくて、林業そのものを革新するための人間がどのぐらい動いて、どのぐらいの知見を拾ってられるか。やはりそれがないと、「実際にこれからマニュアルをつくりますよ」「ブラッシュアップしていきますよ」と言っても、それが実際に書ける人材、しかも実務に精通した人材がおられないと、実際にはなかなか先に進んでいきませんので、そういう体制がどうなっているかを教えていただければと思います。

○渋谷課長 では、絞って。

○八田委員 例えば梶山さんが海外調査に行かれたり、外国からもオブザーバーがいらし

て、我々が知らないことを随分持ってこられたのです。実はそういう情報が日本に溢れているべきだと思うので、そういう活動をどの程度やっていらっしゃるか、私は関心があります。特に路網に関して。

○米田委員 それから、もう一点、30ページの集約化促進協議会がございますよね。これは今、実際に例えば「20年中措置」というのが21年概算要求になっているというのは、先ほど、八田委員の方から指摘させていただきました。それにしましても、この集約化促進協議会というのは、例えば来年、本当は「20年中措置」ですけれども、どのような規模で、どのようなところに置かれるようなイメージなのでしょう。

○神山課長 基本的には市町村、あるいは森林組合の範囲というのが、大体、一つの核になるかなと思っております。これまでの森林組合だけの取組みということではなく、やはり地方自治体、最前線の自治体であります市町村に積極的に絡んでいただいて、いろんなその利害調整なり何なりといったことをやっていただくことを考えておりますので、そういう意味では適切な単位としては市町村、あるいは更に森林組合がまたやはり中核的な役割であるのであれば、その森林組合の範囲、複数にまたがるような、そういったことで一つになるということもあり得ると思います。

○米田委員 これがきちんと機能することがすごく大事なことではないかと思っておりますので、これにつきましても、できればもう少しわかりやすいコンセプトの図とか、説明の図などを見せていただけるといいかなと思います。

○神山課長 わかりました。早速、やらせていただきたいと思います。

○米田委員 次に「担い手対策」ですが、緑の雇用事業について一点、質問させていただきます。緑の雇用は基本的に、例えば個人に向かってやられるわけでしょう。林業に就職したいという人、個人に対する研修ですよ。

○神山課長 そうですね。林業に就業したいという意欲を有する方。

○米田委員 意欲を有する個人ですよ。

○神山課長 個人。

○米田委員 実は38ページの「異業種からの新規参入であっても、排除するものではない」と書いてありますが、異業種からの参入の場合は、例えば建設業では仕事も余りなくなりつつあり、もう一つの本業として林業もしたいという方も増えてきている中で、ほかの業種に従事していても、その個人の方は受け入れるのでしょうか。

やはり、何となく、建設業から離職してきた個人が研修を受けるというのは勿論ありますが、建設業に就業していながら、個人としてこちらも受けることができるのでしょうかということが一点。あと、もう一点は、企業に対して研修が行われるのかということです。

○神山課長 緑の雇用は原則、その林業事業体と雇用契約を結んで、そこでその雇用をしながら、いわゆるOJT的な形で行うというのが基本の仕組みになっておりますので、あるところに従事をしながら、その研修を受けるというのは緑の雇用の対象にはなっておりません。

○米田委員 それは、緑の雇用という仕組みはそういう研修の仕組みですよ。今、この（４）、38 ページで言うておられる研修というときに、実は今から異業種からの新規参入に対する林業研修というの、これから重要になるのではないかと思うのです。

そのときに、その方がほかの業種にも、例えば年の半分ぐらい、公共事業、土木に従事していながら、残りの半分は林業でやりたいという場合も受けられるような研修制度は、今、あるんですか。

○神山課長 半分、一部、その林業事業体という要件を満たしていれば、そこでその者が主体になって緑の雇用の事業主体になるということは可能だということになります。

○米田委員 それは、今、「半分」とおっしゃいましたけれども、その「半分」とは何ですか。

○神山課長 要するに林業とほかの業種を同時にやっているということです。

○米田委員 そのときに売上比率が幾ら以上とか、そういう制限はありますか。

○神山課長 そこまではまだ求めていないようですね。

○米田委員 では、例えば会社の定款の中に「林業事業をやる」ということが書いてあれば、そこが緑の雇用の雇い主になって、そこで雇用契約を結んでいる社員に対して緑の雇用の研修ができるというやり方はあるということですね。

○神山課長 形式論と言えは怒られますけど、そこが実態として林業をやっているという実態があるのであれば、そこは排除されるものではありません。

○米田委員 また、新規参入促進の話をするときに、必ずしも緑の雇用だけが新規就労者の教育事業ではないですよ。担い手育成事業はほかにもあるんじゃないですか。

○神山課長 私ども、国の単位でやっておりますのは、緑の雇用。

○米田委員 緑の雇用だけですか。

○神山課長 個人を対象にして、その研修という形でその能力をアップさせるというのは、私の課ではそうですけども、ほかの課でも聞いたことはないのですが。

○米田委員 今、林業者が既に5万人にまで減っていて、そのうち3割が65歳以上という現状の中であって、新規就労者を増やすということは重要なポイントだと思います。そのときに、何も一年中、林業をやらなくても、今、公共事業で建設事業は減っておりますので、半分、建設業をやりながら、半分、林業をやるという方もこれからは増えてくると思いますけれども、そのときにもっと、例えば農業が別に雇用関係になくてもこれから農業に入ろうと思う人に対して積極的にいろんな農業の研修を行われているように、これから企業として、個人として林業に入ろうとする方に対する林業事業の研修も、拡充していくべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○神山課長 おっしゃる趣旨はよくわかりますが、ただ、やはり林業の場合、農業と決定的に違うのがものすごく危険な作業が伴うということですね。やはり風倒木の処理とか、そういうのは一歩間違えると非常に死亡につながるということで、農業が簡単だとはいいませんが、生命の危険という観点から言えば、林業はその確率が圧倒的に高い産業

です。

そういう意味ではきちんとした事業体を核にして、その事業体のしっかりした技術を有する人が研修をするという体系、私はこの基本はやはり維持すべきではないかと思っております。それで、その事業体のきちんとした人が林業もやり、ほかの産業もやりということでもしっかりしている事業体であれば、その人が事業主体になって、広く希望する人を研修をしていくということについて排除したり、差別を付けたり、そういうことは全く考えておりません。

○米田委員　そこで問題になるのが、例えば今までは林業事業体と定款に書いてあって、実績があるところにおいては排除するものではないということですが、これから新規参入を増やそうとしたときに、実績をつくるまでの過程がまず必要なわけですね。最初はどれも実績なく入ってきますので、定款に「林業事業をやる」ということを書いただけで、そこも含めてやはり研修する仕組みを設けていかないと、勿論、「危険だ」という御指摘はよくわかった上でしゃべっているわけですが、増えていかないのではないかとこの気はいたします。林業の経験を積んでいる方に教わるということと、その人の雇用関係にないと林業研修が受けられないということは別なのではないかと思うのです。

○神山課長　林業経営者が受けるわけですね。経営者に対してその雇用契約を結んだ新規に希望する人が研修を受けるという仕組みになっていますので、その経営者の方がきちんとした林業を、林業だけではなくていいのですが、林業を営んで、きちんとした技術を有して。

○米田委員　ですから、林業を営むというところに至るまでに、まずハードルがあるわけでしょう。

○神山課長　そこは別に制度的に、例えば農業は農地を持っていないといけないとか、株式会社は農地を基本的に持てないとか、そういうハードルは一切ありません。ですから、林業をやろうと思えば、資本装備と山と人がいれば基本的にはできます。

ただ、その人がきちんとした施業とか、きちんとした森林管理ができるかということになると、明日になったらぱっとできるということには、多分、ならないだろうと思うんですね。

○米田委員　だから、林業をやろうと思う林業経営者の研修も要るのではありませんか。

○八田委員　具体的には建築業の人とか土木とか、ちゃんといろんな危険に直面しながら、いろんなことをやってきた経験のある人たちが、今度は林業に参入したいというときに、その研修ができますかということ。

○神山課長　今のところはないですね。経営者というか、私どもはどちらかというよりは林業に従事する人にこれまで着目してやっておりましたので、ちょっとそのところをどう考えるかということ、ちょっと今は明確な答えが。

○米田委員　勿論、危険なものですから、知恵を絞らないといけないし、今、ここですぐ御回答がいただけることではないとは思いますが、そういう新規参入を促進する形を、も

っと多様な形で入れるような研修制度を考えていただきたい。

○神山課長 入れますので、そのところでそういう、そこは経営体としてその経営をするということであれば、そのリスクなり何なり、原則、自ら判断されて「入れる」という判断のもとに入ってくるのかなと。

○八田委員 神山さんのおっしゃることを整理すると、既に林業をやっている人が別なところに入っていくのは、これはもう経験があるから、勿論自由だし、研修もしてあげよう。ところが、全く別な建築業から入ってくる場合には、「やりたいなら、やりなさい。勝手だよ」と。「けれども、研修はしてあげないよ」と。そういうことですか。

○神山課長 とうか、私どもが行っている研修というのは、その新規参入した個人を対象にしているんです。経営体を対象にした研修は基本的には行っておりません。それで「これも」ということですよ。

○米田委員 経営体に対する研修も考えてくださいと言っているのです。

○神山課長 一応、そのところは「考えてください」という御要請がございましたので、あれですが、今、ちょっとここで私の方から明確にはお答えできないということは、ちょっと御了解をいただければと思います。

○米田委員 ですから、検討してくださいと。

○神山課長 承らせていただきます。

○梶山参考人 機械は大変重要な問題だと思います。それで、ちょっと事実関係を申しますと、40ページの(4)のところですが、「購入者は必然的に複数のメーカーの機種について性能、価格等を比較検討し、機種を選定しているものと考えられる」ということですが、そういうところがあれば、私に教えていただきたいくらいです。

先週も金曜日、富士に行ってきました、現場も見に来て、現場は2人の非常に意欲的な人たちでしたが、話を聞くと「突然、組合事務所から機械を買ったと言われた」と。それで機械の値段が幾らかも、現場の人は全然わかっていないわけです。これは多分、そこだけの例ではなくて、いろんな組合で、機械の購入は多分、組合の参事とか課長とかが勝手に決めていて、それもどこかで「いいから」という話を聞く程度で決めていて、現場とは全然関係なしに買ってしまうという例が非常にあると思います。

当然ながら、このことはなかなかメーカーに対する圧力にもつながっておらず、私は至るところで聞いていますが、具体的にいうと、あるフォワーダのグラップル付きですね。グラップルを付けたけれども、結局、全然使えない、しかも危ないと。あと実際に積載量を見たら、この半分が積載量とかになっていて、あんなの、いんちき商品ですね。

やはり、そういうことが起こっていますので、そこを何とかしていかないといけない。例えばフォワーダの中にも「このメーカーだったら、足は速いし、なかなか使い勝手がいい」とかいう現場の情報が購入時にはなかなか伝わらなくて、それで買って後悔するという例がたくさんありますので、やはりそこら辺の審査の要件は何か工夫をする必要があるのではないかと思うのです。

○神山課長 そこは非常に難しいなと思っているのですが、例えば参事とか組合長が買っているということは、経営判断で買っているということですよ。そこに現場の意図をきちんと反映しているかどうかということまで、その補助をする際に私どもとして求められるかどうかということは、少し、非常にちょっと、私も保守的なのかもしませんが、それを明確な要件にできるかどうかというのはですね。

○梶山参考人 例えば、実績で補助金を調整するとかは不可能なんでしょうか。実績というのは、機械を買って、それが実際にどのくらい生産したのかです。稼働率では全然参考になりません。こんなものは適当に言えますから、やはりどのくらいの実績を上げているのか、実際にどのくらいこの機械を使ってどのくらい生産しているのか、やはりその相関関係は非常に大事だと思うのです。そういうのが補助金の制度で可能なのかどうか、私はわかりませんが。

○神山課長 ちょっと、実態論としてどこまで行けるかというのはあれですが、制度論というか、理屈の世界で言えば、補助金で導入したものがその補助目的を達成していないということになれば、当然、会計検査の対象になりますし、また私どもとして一定の条件を整えば、それに対するペナルティ的なものはかけられる。理屈の上ではそうだと思います。

そこを現実問題として、どこまでどういう指標をとって、どこまでならどうかということについてまで、まだちょっと具体的な検討はしておりませんので、あくまでも理屈としては考えられ得るということぐらいしか、今の段階では申し上げられないことは御了解いただければと思います。

ちょっと補足をさせていただきますと、いずれにしても、おっしゃられている私どものその機械が、入れただけではだめで、いい機械を入れて、それが効率的に使われて、きちんと稼働していくということが大事なことであるという認識は持っておりまして、そこをちょっと、私どもも同じ認識だということは御理解いただければと思います。

○八田委員 売上げが一定額以上ならば補助金の上限額をもらえるが、売上げが一定額未満ならば、売上げの何%かが補助金として支給されるという制度は設計可能なのでしょうか。

○神山課長 基本的に補助率は入れるときに何分の一とか何割とか、定額が決まっていますので。

○八田委員 出来高制にするということでしょう。そうすると、もう、皆、血まなこになってやりますよね。いいものをつくれますよね。

○神山課長 そうですね。ただ、そういう意味で「事後チェック」という言葉がいいかどうかわかりませんが、事後にどれだけ使われているのかというのを、もう少しきちんとチェックするようなシステムがやはり必要になる。

○八田委員 そうだけど、林野庁でもって日本の補助制度の革新的なものをおつくりになって、これが今後、いろんなところに波及するというのは、是非、やっていただきたいな

と思いますけど。

○事務局 では、次に移ってもよろしいですか。最後の 41 ページから 53 ページまでに移ります。

○神山課長 9 番ですね。「林業経営に関する補助の見直しについて」ということでございます。(1) の昨年のおきまして、補助の在り方につきまして個別施業に対する補助のほかに、林業経営者の施業集約化や間伐の生産性の向上などを通じた経営改善努力を助長する補助の在り方を検討して、結論を得るべきであると。併せて、個別施業集約化への補助となっている造林関係補助事業の対象となるものについては、集約的な施業の実施を促すものとなるように検討して、結論を得るべきであると。これに対する現在の取組状況でございます。

私ども、今も経営改善努力を助長する助成等について努めているところでございますが、施業集約化の取組みを更に推進するという観点から、来年度の概算要求におきまして、提案型集約化施業を的確に実施できる能力を有する林業事業体、これは体制評価を受けるということを考えておりますが、この事業体を対象にその低コスト化等の経営改善努力を助長するための定額の助成、これと併せましてまた事業実行上、不測の事態が生じた場合、これに対してその掛かり増し経費の一部を補填する、森林所有者への負担をして還元額を確定させた上で、実行上、不測の事態生じた場合の掛かり増し経費の一部を補填する予算といったものを、今、要求しているところでございまして、これによりまして生産性の向上、コスト削減といった事業体の創意工夫による経営改善努力を促していきたいと考えているところでございます。

また、公共事業につきましても、森林の多面的な機能発揮のための作業量に応じて助成を行う森林整備事業につきましてもその効率的な事業実施の重要性に鑑みまして、団地的な間伐等を推進して施業の集約化に資することとしているところでございます。(1) につきましては、以上でございます。

○黒川課長 (2) についてでございますけれども、森林整備事業、個別の補助事業が林業経営に本当に有効であるか、あと併せて効率化に向けたインセンティブが組み込まれているのかということでございますが、今もちょっと御説明がありましたけれども、森林整備事業は国土の保全や水源のかん養等、森林の有します多面的機能発揮のために社会資本整備という観点から、作業量に応じて助成を実施しているところでございます。

林業事業体等の経営対策として実施しているものではないということ、まず御理解いただければと思います。これは例えて言えば、道路の事業などにおきましては、道路の開設という補助金がございますけれども、これはあくまでも公益上必要な道路の施工、いわゆる作業量に応じて交付をされるものでございまして、道路建設会社の経営対策に交付されるものではないということと同じではないかと考えております。

(3) でございますけれども、森林整備事業の補助金の算出根拠については、標準単価という方式を設けておりますが、それについての問いでございます。前段につきましては

先ほどの繰り返しでございますので、省略をさせていただきます。

この森林整備事業につきましては、非常に多くの事業実施者を対象とするという特徴を持っておりますから、標準単価制度を導入しているところでございます。この単価の設定に当たりましては、都道府県知事が例えば都道府県営事業ですとか、あるいは独自に調査を行いまして、作業条件に応じて多段階で設定するなど、的確な運用に努めているというふうに考えております。

ただ、効率化という点におきましても、公共事業においても効率的な事業の実施が重要であると考えておりまして、団地的な間伐等を推進することによって施業の集約化に資すると考えているところでございます。

(4) についてでございますけれども、効率化に向けたインセンティブが組み込まれているなら、その効果を検証しているのか、御教示願いたいということでございます。前段につきましては、繰り返しでございますので、省略をさせていただきます。

この森林整備事業はいわゆる定率補助方式何%、国の補助率何%、県の補助率何%という定率補助方式を取っております。当然、この事業コストが低減すれば事業体の負担額も軽減するわけでございますから、低コスト化によるメリットは事業体が受ける仕組みになっていると考えているところでございます。

○牧元課長 (5) でございますけれども、森林整備地域活動支援交付金制度についてのお問い合わせでございます。この交付金制度におきまして、この森林情報の収集活動等の支援を行っているわけでございますけれども、このような情報収集活動は経営体、事業体が自らの努力で行うべきものであって、支援することによってかえってこういう経営体等の体質を弱体化させるのではないかという御質問でございます。

これについて回答の1のところでございますけれども、現在、林業のこの経営者とか事業体を御覧になっていただきますと、なかなか、これあの事業体の努力だけではこの施業集約化、あるいはそれに必要な情報収集、これが十分に行われないような状況にあるということございまして、まだまだ、その辺り、経営者なり事業体の育成については課題が多いような状況でございます。

こういう中で2にございますように、この線交付金制度、18年のこの基本計画の見直しの中で施業集約化のための働きかけにつながるように見直しをすべきであるということになりまして、それを受けまして、19年度からこの収集活動に対する支援を行っているわけでございます。

具体的にこの収集活動の実施に当たりましては、林業事業体等、これは森林組合等でございますけれども、こういった主体が情報の収集活動をやるときには実施計画をつくった上で市町村長との間で協定を結ぶということで、市町村長がこれをしっかりフォローをして、市町村長が適切に実施されたことを確認した上で交付金を交付するという仕組みになっているわけでございます。

したがいまして、4のところでございますように、この支援交付金が支援しております

この情報の収集活動、これが林業事業者の施業集約化の促進につながっていると考えているわけでありまして、この交付金制度が事業者の経営体質を弱体化させるということにはなっていないのではないかと考えているところでございます。

○神山課長（6）。また私の方から説明をさせていただきます。幾つか森林組合が補助率の高い個別施業のみを行っているのではないかと指摘がある中で、国が補助をするなら効率性を無視してはいけません。したがって、個別施業に対する補助を抜本的に改めて、適正な経営・管理・生産がトータルで効率的になされ、それが継続するような仕組みとなるなど、抜本的に改めるべきであるということでございます。そのことについての見解でございます。

先ほど、私から申し上げましたように、21年度の概算要求で提案型集約化施業を的確に実施できる能力を有する事業者に対する定額助成と、そのリスク軽減予算ということを、今、要求させていただいております。

この事業の趣旨といいますか、一つは定額助成という形でございますので、その林業事業者が提案型集約化施業を行う際に、いかに工夫できるかということ。それをきちんとやってノウハウを蓄積していく、このための助成ということでございます。かつ、その施業提案から実施、工程管理を一体のものとして助成をしていくということでございますので、林業事業者が全体として経営としての効率化を図って効率化していくように、これを通じて促していくという考え方でございます。

また、先ほど整備課長からも御説明がありましたけれども、森林整備事業につきましても社会資本整備として外部性発揮のための作業の出来高に応じて助成を実施しているということでございますが、一方で効率的な公共事業の実施は重要な課題であることから、森林整備事業につきましても、集約化に取り組む林業事業者等に対する助成を実施しているというところでございます。（6）は以上です。

○牧元課長（7）でございますけれども、山林相続税についての御質問でございます。この山林相続税につきましては、この立木、林地の課税価格の5%減額措置という特例措置があるわけでございますけれども、これにつきましては相続人が森林施業計画を継続する場合のみということでございます。

これに関連いたしまして、市町村による施業計画の継続の確認が今後も適切に行われるようにするというところで、20年度中措置ということでございますけれども、具体的な内容いかんという御質問でございます。

これにつきましては、まずこの市町村の担当者向けの資料ということで、この5%減額措置の内容と利用に当たっての市町村の役割、これをまとめたものをつくったわけでございます。そして具体的には（1）にございますように、6月に行われましたこの研修におきまして、まずは都道府県の担当者に対しましてこの市町村の役割なり、この施業計画の継続の確認が今後も適切に行われるようにということで、まずは県の担当者に対して周知をお願いし、県の担当者を通じて市町村担当者への周知をお願いしたところでございます。

また、今後でございますけれども、10月にこの各都道府県の金融・税制担当者を集めてのブロック会議もあるわけでございます、この中でも同様に再度、この市町村への周知を要請したいということでございまして、このような形でしっかり市町村への役割なりの周知が行われるように図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○渋谷課長 10の「国際競争力のある品種開発の見直しについて」。(1)は民間企業が参入しやすくなるように、情報提供を更に進めてということで、現状の取組状況でございますけれども、これまでも森林総研におきましては印刷物、あるいはCD-ROMなどで、精英樹等の特性としての成長とか、材質項目ごとに5段階評価をして情報提供を行っておりますけれども、20年中におきまして更にその根拠となった数値についてもデータとして明らかにしていくということ。

それから、精英樹等の特性情報を沖縄県を除く全国に拡大して公表してまいります。もう一つ、今までその一部を総研のホームページで公開しておりましたけれども、林野庁のホームページからも情報を閲覧できるように改良しまして、よりアクセスしやすくするというので、民間がこれから新しくこういったデータをもう一度、研究するというその手間を省きまして、更に個々の精英樹を使ってどうしていくかというベースのデータをすべて公表するというのでございます。

(2)につきましては、品種開発に伴う総研の業務の一部、民間開放を進めるべきであるということでございますが、森林総合研究所におきましては、採種園・採穂園の造成・改良のための原種を都道府県に配布する苗木の生産業務、あるいは枝・穂、あるいは種子で収集しました遺伝資源のさし木やつぎ木での増殖業務、構内の苗畑や植栽木の剪定、草刈り、薬剤散布等の業務も民間委託によって実施してきたところでございますけれども、今後、更に具体的には品種開発のための候補木を実際に植栽しまして、検定林として成長などの特性を調べるといった継続的な調査の一部を民間に委託することを、今、検討しているということでございます。

(3)でございますけれども、品種改良に意欲のある民間企業が参入しやすいように、情報をどのようなものを想定しているということでございます。民間企業が新たに林木の品種開発を行っていくために不可欠でございます精英樹から採取した枝、穂から苗木を育成し、その発根性とか発芽率など、苗木の特性を調査するとともに、再び森林に植栽し直して現地での実際の生育状況、あるいは形質などを長期にわたって調査すること。

これらのうちで優れたものを交雑して、その子孫というか、F2を①と同様に発根性等の実際の森林簿での生育状況を調査すること、こういった情報を想定しているところでございます。

それから、(4)でございますけれども、品種開発によってコスト削減ができることが重要であるということでございます。これにつきましては、平成19年の2月に林木育種戦略を策定したところでございますけれども、その中には①にありますように花粉症対策、あるいは②にございますように、国土保全、あるいは水源かん養、自然環境保全機能の向

上に資する品種、それから地球温暖化防止に資する品種開発、そして林産物供給機能の向上に資する品種の開発といった4つの分野での品種開発を進めていくということにしております。

御指摘のコスト削減につきましては、④の林産物供給機能の向上に資する品種の開発に含まれていると考えておりまして、例えば初期成長の早い品種を開発することによりまして、下刈り等が少なくても済むようにということで、育林コストを下げるというようなことを考えております。

また、品種開発とはちょっと異なりますけれども、これには書いてありませんが、育林の技術としてマルチキャビティという、欧米ではもう使われている方法ですけれども、苗木を植える手間を非常に簡便にして、初期の投資を少なくするというようなことを合わせながら、考えております。そういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

○黒川課長 続いて11番の「森林組合と林業事業体のイコールドフットイングの確保について」ということで、森林災害復旧事業とか林業公社の実施する森林整備事業等において森林組合との随意契約が多いのではないかというお話でございます。

災害復旧事業、こういったものの事業については緊急性という観点から、随意契約によらなければならないことも想定されるわけではございます。そういった観点からすべての契約を随意契約によらずに行うことはなかなか難しいとは思いますが、一般競争入札の導入につきましては、各都道府県に対して各会議の場を通じて働きかけを行っているところでございます。

(2)の森林組合しか受託できない事業はないのか、なくなっているのかということでございますけれども、森林整備事業におきましては作業の請負者を森林組合に限るような規程は設けておりません。

(3)の一般競争入札を行うべきということでございますけれども、まずそこに国と出ておりますけれども、補助事業でございます森林整備事業におきまして、基本的に国が行うということではございません。地方公共団体が実施する場合は各地方公共団体が入札方式を決定するものであると考えているわけではございますが、先ほども申しましたように、一般競争入札を導入するようにという働きかけは行っているところでございます。

また、地域によって森林組合以外の林業事業体等を除外する運用がなされているのではないかとございまして、森林整備事業、保安林改良事業に係る入札の資格等につきまして、森林組合以外の林業事業体を除外するような規制は設けていないところでございます。以上です。

○矢部課長 (5)でございます。森林計画関係になりますので、私の方からまた御説明をさせていただきます。森林施業計画で、作成者、森林所有者とか長期間の施業の委託契約を結んだ森林所有者に替わって経営を行う者とされてございまして、所有する森林を自身で経営する者、それから森林組合以外の林業事業体もその主体となり、計画が認定され

れば、補助などを得ることが可能であるが、地域においては森林組合以外が提出する森林施業計画を認定どころか、申請の受理さえもしないという事例も実際にあると聞くが、これに対する見解ということでございます。

この6月の中間取りまとめの回答でもさせていただいておりますが、そういう受理しないとか、認定をしないということは制度上、あり得ないと考えてございますので、もし、実際にそういう具体の事例があれば、私どもとしても都道府県を通じまして技術的な助言という形で対処をしていきたいと思っております。

それから(6)でございます。施業計画は、30ha以上の団地的なまとまりを持つ森林を対象ということで認定をしてございます。これが規模要件となっておりますが、その根拠は何かと。また、そもそも規模要件がなぜ必要なのかということでございます。

これも、施業計画については13年の森林法改正で、計画的かつ公益的な森林施業を推進するために、森林施業計画の作成主体者として、受託等により森林所有者に替わって森林の啓江を行う者を追加するとともに、森林施業計画の作成単位を一定のまとまりのある森林としたということでございまして、林業技術上、施業を実施していく上では一体として整備することが相当とされる最小限の単位は、尾根とか河川とかの自然状況によって区分された区域ですね。こういうものは、作業道は尾根とか河川を越えて開設することは非効率でありますし、伐採した立木を集積するには尾根を挟んで持ってくるのは非効率であるということによるものでございます。

このようなことから、人工林、天然林のうち主伐期に達している森林の割合を勘案して、一体として整備することが相当とされる最小の単位として30haを設けたところでございます。

それから(7)でございます。森林組合以外の経営体、事業体は個別に所有者への働きかけを行って、所有者の合意を取り付けて施業集約を図っている状況にあって、30haもの団地的にまとまりのある形ですべての所有者の合意を得るためには、長期間を要する可能性、一部の合意を得られない所有者によって団地化が困難となる可能性がある。その見解ということでございます。

森林組合でありましても、その他の事業体でありましても、集約化に際しましては個別に所有者への働きかけを行って、所有者の合意を取り付ける必要があるということでございますので、その意味においては森林所有者であるからどうの、森林組合であるからどうの、森林組合以外であるからどうのということでの差はないと認識しておりますので、御質問のようなことは事実誤認ではないかと考えるところでございます。

それから、(8)でございます。合意を得られた所有者から順に施業を集約させつつ、結果として団地化を図ることも可能にすべく、規模要件を緩和するなどの更なる見直しを行うべきと考えるが、見解はどうか。

先ほど、(6)のところでも申し上げたとおり、計画的、効率的な森林施業を推進することになりますと、対象森林が一体的、効率的な森林施業の実施ができる程度にまと

まって存在していることが必要になります。ですから、そういう意味で森林施業計画の認定に当たりましては、一体として整備することが相当とされる最小限度面積以上にあるということを要件として設定しているということになります。私のところは以上です。

○黒川課長 (9) の造林・治山事業の入札におきまして、落札者自らが施業をする場合と、落札者がそれを下請けに委託する場合で、後者の方が補助率がよい場合があると聞かざうこととございますけれども、森林整備事業、治山事業におきまして、この落札者が自ら施業をする場合と、下請けに委託する場合とで国庫補助率が異なるということとはございません。

(10) につきましては、(9) の関連でございます、そのような事実がございませんので、ちょっとお答えすることができません。以上でございます。

○神山課長 (11) でございます、作業班を持たない森林組合が公共事業を受託しているケースがあるのか。その現状と、その作業班を持っていないにもかかわらず、外注先の管理などできるのかということとございます、私どもの平成 18 年度の森林組合統計によりますと、雇用労働力を有しない森林組合が治山事業、あるいは県有林の保育事業といったような公共事業を実施しているものが、9 組合、見受けられるところとございます。

事業の実施につきましては、これまでも森林組合を通して組合員の森林の施業を実施するなど、実績のある森林組合の専属的な民間事業体などとの請負契約、こういったものによりまして事業実施がなされてきているものでありまして、適切な管理のもとで事業実行されているものと認識をしているところとございます。

○黒川課長 (12) の国の公共事業などの入札資格の問題とございます。ここでも、(11) との関連で作業班を持たないのであれば外注先の管理ができないので、こういった森林組合には入札参加資格を与えるべきではないと考えるが、その見解とございます。

国有林における造林及び素材生産の事業の発注に当たりましては、一般競争入札により実施しており、その入札参加資格につきましては、一つとして、全省庁統一の入札参加資格を取得している。また発注対象事業と同種の事業に係る実績を有する。また発注対象事業に配置を予定する技術者等が適正であることといったような必要最小限度のものとしているところとございます。

なお、同種の事業に係る実績を有する者としては、民間事業体等との専属的な請負契約などにより、実行能力を有し、適切な管理のもとで実行しております森林組合も該当するものと考えているところとございます。

○牧元課長 次の大きな 12 番、「林業金融の円滑化、森林国営保険について」ということとございます。まず、前段の金融の関係とございますけれども、(1) とございます。間伐林業への転換等の状況の中で、この運転資金の需要が高まっているのではないかとございます御指摘であります。

関連する制度融資の充実が急務という御指摘とございますけれども、これにつきましては、まさに運転資金を低利で貸し付けております木材産業等高度化推進資金という資金が

ございまして、この資金の中で間伐材の生産・加工等に必要となるような運転資金につきまして、低利で融資を行っているところでございます。引き続きまして、この推進資金の適切な運用を図っていきたいと考えております。

それから、(2)のところでございますけれども、木材を在庫ととらえました動産担保融資ですとか、あるいは二酸化炭素吸収量を数値化して、それを担保にした資金調達という新しい資金調達が考えられるのではないかということで、今後、林業特有のこういう動産ビジネスモデルを活用した資金調達方法などが検討できないのかという御指摘でございます。

これにつきましては、まずこの動産担保融資につきましては、まず現状ではこれは木材につきましては、伐採、在庫販売、これは回転が非常に速いということもございまして、在庫量の変動が激しいと。したがって、その担保価値が一定しないということでございまして、実際問題として金融機関がこれを担保にすることはかなり難しいというのが現状でございます。

それから二酸化炭素の吸収量を数値化して担保にするということでございますけれども、これにつきましても、現状ではこれも数値化とか評価がオーソライズされていないということでございますので、少なくとも現状では金融機関がこの吸収量見合分を担保とするとは、なかなか難しいのではないかとということでございます。

現状で一般金融機関が山林を担保にしてくれるかということ、なかなか、これは実は担保の不適格とされることが多いわけでございますけれども、なお書きのところにもございますように、10月に日本政策金融公庫ということでスタートしたわけでございますが、この公庫におきましては造林資金において不動産である林地のほかに、立木についても担保の対象にしているということで、こういう公庫資金については一定の措置が講じられているところでございます。

○渋谷課長　続きまして(3)の森林国営保険の内容、加入プロセスでございます。森林国営保険と申しますのは、政府が保険者となりまして、森林所有者を被保険者として森林国営保険法に基づきまして、森林についての火災、あるいは気象災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、あるいは噴火災による損害を填補する保健事業でございます。

創設以来、林業にとって不可避でありますこの気象災害等に対するセーフティネットとして、保険金による被災森林の再造林を通じた林業経営の安定に寄与しているというものでございます。

プロセスでございますが、森林所有者が保険目的の森林の所在地、あるいは保険申込者の居住地を区域とする森林組合、森林組合連合会、または市町村に保険契約申込書を提出いたします。これを「経由機関」と申しておりますけど、経由機関は確認した上で管轄の都道府県知事へ送付いたします。知事は保険証書を作成し、所有者に交付するという手続を取っております。

(4)でございますけれども、加入申込みが森林組合に限定されているのではないかと

いうことですが、今、申し上げましたとおり、森林組合のほか、市町村を經由機関としております。特に市町村の場合は森林の届出、再届とかそういったものの手続もするところであるということで、加入申込みをここでやることができるということであれば、非常に所有者の方も二度手間にはならないということでございます。

そういったことで、現在のところ、都道府県とか国の機関については、別途、その窓口を置く必要は、今のところ、ないのではないかと考えているところでございます。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、最後ですので御質問をお願いいたします。

○米田委員 まず 41 ページの「森林経営」からよろしく願いいたします。まず、このたびの御説明の中に新たに定額助成と掛増し経費の一部を補填する予算というお話があったのですが、定額助成の内容については結構、インセンティブが働かないという気はしますが、どういう定額助成なのか詳細を教えてくださいませんか。

○神山課長 基本的には、利用間伐を前提にして間伐に要する費用の 2 分の 1 程度、ha 当たり 25 万円ということで、今、要求をさせていただいています。ただ、これは、今、要求段階ですので、今後、どうなっていくかはまだ確定ではございませんが、現段階の要求では ha 当たり 25 万円ということで。

○米田委員 まず、それは利用間伐をするという前提条件ですね。

○神山課長 そうですね。基本として提案型集約化施業ができる事業体、これを対象とした、一種のそういう、その事業体を対象にした事業ですので、その利用間伐が前提になります。

○米田委員 そのときに、例えば先ほど、団地化の 30ha とかありましたけれども、そういうような要件が付いているのですか。

○神山課長 団地化して、きちんと。10ha 以上まとめて、集約化してということで考えております。

○米田委員 10ha 以上。あと、林業事業の補助はそもそもがいわゆる林業事業体の経営対策として実施しているものではなく、多面的機能の発揮のため、社会資本整備として作業量に応じて助成しているという大前提があるから、作業、標準単価方式の「×何日」というので補助しているのですという説明がずっとありますよね。

今、こちらからは、「それではなかなかインセンティブが付かないので、もっとまとめて提案型施業で、それで定額で」という話をしていたわけですがけれども、そもそも、この定額助成が実現するときのロジックは作業量に応じた助成をどういうロジックを使えば、つまり、どういうロジックで乗り越えられたのですか。

○神山課長 ロジックというか、一つは提案型集約化施業と私も今、いろいろ、梶山先生を中心に御指摘をいただきながら進めているわけですがけれども、だんだんだんだん、これから間伐を進めていくのがやりやすいところから、だんだん、難しいところへとなっていたときに、いかに例えば森林所有者の集約化をして合意を形成するのが難しいとか、幾

つか、事業体とか地域によってその難しさがそれぞれ、あるいは小規模な森林が多くなる
とか、難しい条件が幾つか出てきて、それがなかなか定量化できないというか、画一的に
とらえられないということが想定されるわけです。

そういったときに、そういったようなものを克服する際に、自らが、きちんとこちらが
メニューを示して、「このとおりやりなさい」ということを基本にするよりは、ある一定
程度のもののお金を渡して、「この範囲内で使えるように」、その使える応用力を高めよ
うと。それが定額助成の趣旨ですので、ですから、あるところでは森林所有者をまとめる
のが難しいということであれば、そこに少し多目にお金を使うとか、実際に小規模な森林
が多いところでちょっと技術的に間伐に難しいというところであれば、そこに多くお金を
使ってみたり、その与えた定額の範囲内でそのメリハリがきくということなのです。

それによって、「ああ、そうか。ここが難しいんだな。ここを克服すればいいんだな」
ということ、事業体がノウハウとして身に付ける。そのノウハウが更には先ほど申し上げた
地域集約化協議会のようなものを通じて、いろんなところに普及していけば、更に面的
に広がっていくだろう。こういう考え方で、もう少し個別適用ごとに一定の条件のもと
に「こうやらなければいけない」ということよりは、これからだんだん利用間伐も難しい
ところに入って行く中で、事業体にその裁量を与えて、その裁量の範囲内でお金を濃淡を
付けるという形で工夫をして、その提案型施業をその地域に応じた形で進めていく。その
ノウハウを身に付けてもらいたい。こんなロジックであります。

○米田委員 そのロジックは大変によいと思います。ですから、このロジックをむしろ標
準にされて、作業量に応じた補助金制度というのを、この際、サブに置かれてはいかがで
しょうか。

○黒川課長 今のお話は、一番最初に御説明しましたが、私どものやっている森林整備は
公共事業として、その森林の公益的機能、多面的機能を発揮させることを目的としている
事業でございます。今の事業についてはその経営に着目いたしまして、その経営の在り方
なり効率化を図っていこう。そういう観点の事業であると考えております。

公共事業につきましては、やはり公共事業の透明性ですとか、あるいは公正性もござい
ます。きちんとどんな作業をやったか、どんな事業をやったか、それに依りて適切に補助
金を出していくというのが、そういう意味では求められるのかと考えております。

○米田委員 そうしますと、例えば、今、森林の機能区分の問題の中でこれから資源を活
用していく森林であれば、今のような定額助成制度を入れられて、どちらかという、非
常に山の険しいところとか、要するに木材を使う、利用循環の形でない森林については今
の補助金の制度を使うというふうに分けられたらいかがですか。

○黒川課長 資源の循環林についても、基本的には別に木材を生産するだけということでは
なくて、森林の公益的機能も当然、発揮されると考えているところでございます。

○米田委員 どちらかという、資源の循環利用の方が重視されるものと、どちらかという
と公益が重視されるものがあるということをお伺いしていると思うのですが、では、資源

の循環利用がメインになるところであれば、今の定額助成制度をメインにするとかというふうにすることによって、両立をされてはいかがですかと言っているのです。

○黒川課長 資源の循環利用林についても、繰り返しになりますけれども、当然、公益的機能の発揮も求められるわけで、そのために森林整備事業を実施しているわけですので、公共事業としての仕組みは同じなのかなと考えております。

先ほどの経営対策で申しました事業については、経営課長からお話がありましたが、経営体にノウハウを蓄積させるという観点から事業を実施しておりますので、事業を実施していくことによって、経営体が育成されれば、私どもの森林整備事業そのものの観点から効果が上がっていくのかなと思っています。

○八田委員 今の米田さんのことに関して言えば、私も賛成で、基本的にはその公共事業の目的が最も効率的に安く達成されれば一番いいわけですから、定額ということをどんどんこれから考慮していくべきだと思います。定額補助。これは第一歩を踏み出されるわけですね。

○梶山参考人 ただ、経営と公益的機能を発揮する森林とを分ける区分には違和感があります。前は本当に保育の段階でしたから、森林整備しかなかったので経営は困難だったと思いますが、これから間伐を繰り返していけば、人工林 1,000ha すべてとはいいませんけれども、木材生産をすることによって、より公益的機能も発揮できるようになるわけです。

ですから、そういう点では今までとこれからは、ちょうど 40 年、50 年の林齢はその境目になってくるのではないかと思うのです。ですから、これからの日本の林業・人工林をどうするのかという観点に立って考えると、現状の分け方は、林業者にとってかなり違和感が出てくるのではないかと思うのですが。

○神山課長 では、ちょっと私の方から。お答えになっているかどうかわかりませんが、一つは間伐を進めていくという中で、森林組合をベースにしたビジネスモデルがありますので、それを普及させていくというのが課題で、そこにいろんなノウハウを与えていくということです。

○梶山参考人 そうすると、公益的機能にも。

○神山課長 その観点があります。あともう一つ、これから、また、ちょっと今回の回答で書いていない、お答えしていないのですが、将来的な主伐対策ですね。ここはあと今、間伐を中心はずっと回していますけど、あと 10 年、20 年たつと、主伐を迎える時期になってきますので、このときにどういう技術体系があって、どういう施策体系があり得るのかということにつきまして、併せて来年から新規の予算要求という形で実証事業と組んでいく予定でありますので、そういった実証などを繰り返す過程の中で、今、おっしゃられた趣旨のことについても念頭に置きながら、どういうビジネスモデルが成り立ち得るのか、またそのためにどういう助成体系が要るのかということについては、必然的に考えていくべき問題だと思っております。

○梶山参考人 あと 10 年、20 年で間伐した後に皆伐ということですか。

○神山課長　　というか、既に九州南部などで皆伐を必然的に始めている、そういう地域も出ておりますし、林齢構成から見ても、あと10年たつと何割でしたか、6割ぐらいは主伐を迎えることになりますので、そういうことも含めて、新しい施策の在り方を検討していくというのも一つの方向だと思っております。

○八田委員　　では、48ページの随意契約の話ですが、ここで災害復旧に係る事業については緊急性があるから随意契約を許すと、48ページの(1)にあります。非常に緊急な災害復旧に係ることを例外視して、ほかについては一般入札にしなければ補助は出さないという条件は付けられないのでしょうか。

○黒川課長　　入札の方式については、先ほどの(3)のところでも御説明しましたが、各都道府県は、ほかの公共事業なども含めて入札方式はどうやるべきかという方針を出しておりますので、基本的には各地方公共団体が決めることではあるかと思っております。今、公共事業を進めるに当たっては、入札制度についても透明性、公正性が求められますので、一般競争入札をもっと導入すべきだと、私どもとしては指導、要請、という形でのお願いをしているところでございます。

○八田委員　　都道府県が自由であるというのは当然だと思いますが、「補助を要らないなら、自由だよ。けれども、補助を受けるなら、こちらの言うとおりにしなさいよ」という規制は当然かけられますよね。例えばアメリカの大学で黒人の入学を拒否するということが、それは全くもって自由なんです。また、特定のグループに対して入学を拒否することは自由なのですが、連邦政府の補助金を一銭でも受け入れたら、それは絶対にできない。そういう形で自由と政策とのバランスをとっているのですが、ここでも「補助が要らないなら、自由にやってちょうだい」ということで、できるのではないかと思います。それを御検討お願いしたいと思います。それが一つ。

それから、この保険の制度。これは52ページの(3)ですが、この国営の保険制度は採算に乗っているのでしょうか。

○渋谷課長　　はい。この国営保険はすべて加入者の保険金のみで運営しておりまして、国庫からの支出は一切受けておりません。今までのところ、順調に推移しております。

○八田委員　　ということは、民間の保険会社でもできるということですね。これは基本的には災害対策が対象というか、保険が必要となる理由の大きな部分だろうと思えますけれども、災害保険に関してもキャットボンド、Catastrophe bondというのがこの15年、16年、発達しています。例えばディズニーランドは普通の地震保険に入っていないくて、Catastrophe bondを発行して、対地震の保険をやっているんですね。

今までは日本の地震に対しては、怖くて海外から保険を出してくれなかった。それを言ってみれば掛捨ての保険のようなものになると、いろんな海外の年金会社がそういうものに投資するのですが、随分、効率的にできるし、そういうものが入ってくる余地をきちんとつくっておくことが重要です。この国営の保険があるから民間圧迫にならないというような措置も、ちょっと御検討いただけたらと思います。

○渋谷課長 民間でも一部、火災のみがありますが、気象災は一切、やはりリスクが大きいということ。

○八田委員 天災に従来型の保険をつけるのは怖いから、それでキャットボンドが随分発達しているんですね。ディズニーランドの場合には、自分で直接発行して海外で売りましたが、損保会社等も一部で扱っています。

それから、この 45 ページの品種開発に関するところで、民間委託や民間開放の可能性について検討し、結論を得ることが、「平成 20 年中措置」ということですが、御回答では「検討している」とあります。この検討が例えばどういう組織で検討しているのか、例えば何か研究会であるのか、審議会であるのか、また、その結論が大体何月ぐらいに得られる予定であるのかというようなことについて、教えていただければと思うのですが。

○渋谷課長 現在のところは、森林総合研究所の内部で事業の洗い直しをしまして、そのうちでどういったものが外注できるかというようなことを、今、検討しているところでございます。既に一部、民営化したところもありますけれども、そういったところを更にどこが拡大できるかという観点で検討をするという状況でございます。

○八田委員 わかりました。では、今でなくてもいいですが、内部のどういう委員会がいつどういう会合を開いているか、御報告をいただきたいと思います。

○渋谷課長 はい。

○八田委員 私は以上です。

○米田委員 42 ページに戻って恐縮ですが、先ほどの補助金の算出根拠のところですが、標準単価が森林組合の実績ベースで払われるということになると、1 ha 当たりの作業を皆でゆっくりやれば、その分、たくさん補助金をもらえるわけですね。

何か後ろで首を横に振っておられますけど、標準単価の積み上げ方式になると、手早くやってしまうと受け取る額が少なくなるので、ゆっくりやる方がたくさん補助金をもらえるのではないかという感じがするのですが、その辺の仕組みを教えてください。

○黒川課長 「森林組合に直接、聞いて」という御心配だろうと思いますけれども。

○米田委員 そうです。

○黒川課長 都道府県の実態等によれば、森林組合に聞いているというのもありますけれども、基本的には、例えば都道府県独自で事業を実施しているような場所を調査したりとか、ここに例示で出しました都道府県営の事業を実施している例などからデータを把握して、標準単価の算定に反映をさせているということで、私たちは理解しております。

○米田委員 そのときに、例えば機械を導入して、すごく生産性が向上したときは作業日数は減るわけですね。その分、機械はたくさん使っているんで、お金は使っているわけですが、そういうときの算定はどうなるんですか。余り機械を使わずに、日数をかけてやっているケースと、初期投資をして機械を購入なりレンタルなりして、生産性が向上してやっているときでは、どういう単価設定なんですか。

○梶山参考人 保育の場合と木材生産を行う場合で、根本的に変わってくるのではないかと

と思うんですね。保育なら標準単価でいいと思いますが、木材生産の場合はそれぞれ創意工夫でいかようにも変わりますよね。そこを標準単価でやるのは、ちょっと乱暴かなと思うのですが。

○米田委員 だから、その実態はどうなっているんですかというのを聞いているんです。

○黒川課長 地域によっては機械がかなり導入されていて、データが出てきている地域と、やはりまだ機械の導入等が進んでいない地域等もございますので、先ほど、各県の調査に基づいて算定していると申しましたけれども、機械を積極的に導入されているところでは、当然、そういったデータも含めて標準単価の算定をされております。

○米田委員 機械の損料とか減価償却料とかも加味した形で。それはあくまで実績ベースなんですか。都道府県ごとに調査をして、実態に基づいて決めていらっしゃるんですか。

○黒川課長 標準的な歩掛かりといいますか、工程、そういったものと、あとは標準的な単価、労賃とか燃料費とか、そういうものから算定をしているということです。

○八田委員 それは県ごとに補助率が違うわけですか。

○黒川課長 違います。補助率が違うというか、標準的な単価が違います。

○八田委員 そうすると、県の中では能率の良し悪しは関係なく、一律に扱われているというわけですね。県の間で差を付けるというのは気候とかそういう条件が違うからということでしょうか。

○黒川課長 そうですね。労務条件ですとか、今、申しあげましたように気候ですとか、地形ですとか。

○八田委員 けれども、県の中で地形は幾らでも違いますよね。そこは捨象してしまうわけですね。

○黒川課長 ええ。地形等を要素に入れてございます。例えば急傾斜のところですか、これも県によって違いますが、緩傾斜のところですか、あるいはその集材の距離ですか、それは余り細かくしていくと、本当に非常に煩雑になってきますので、ある程度。

○八田委員 今、米田さんがおっしゃったように、県によってかなり機械化の度合いが違う、平均的に違うかもしれないということの場合には、機械の償却や何かのこともきちんと考慮に入れて、機械化しているところにはたくさん補助が出るような仕組みになっているということですね。

○黒川課長 そういうものを含め、適正な標準単価を設けております。

○米田委員 県の中でも、機械化して、先進的にやっているところもあれば、余り機械化しないでやっていたところもありますよね。そのときは、標準単価というのはどういうふうになっているんですか。

○梶山参考人 木材生産を伴うその事業を標準単価方式でできるのですか。何か定額でやるしかないのではないかと思うのですが。

○黒川課長 経費については、そういう方式でっております。木材を生産する場所においても、

○梶山参考人 生産性もさまざまですよね。努力をしているところ、努力をしていないところ。

○黒川課長 ございます。要件については先ほど言いました地形条件ですとか、そういうもので分けて設定をしているわけでございます。ただ、先ほど申しましたように何十万件という非常に多くの補助事業、採択がございますので、ある程度、簡便化を図るという観点から標準単価が設けられているわけでございます。

ですから、実際、今の梶山委員のお話にありましたように、標準単価はあくまでも標準でございますので、少し努力をしたところは、自分のかかったものよりもたくさんもらえる、努力していないところはもらえないということもございます。それも事実でございます。

○米田委員 勿論、経営補助ではないからということがまだ大前提でお話にはあったものの、今、梶山さんがおっしゃったように、木材利用の観点から言えば標準単価と定率補助では、生産性向上とか、機械化の投資とか、やり方を変えていこうというインセンティブを湧かせるのは難しいのではないかと思います。いかがですか。

○黒川課長 インセンティブについては、先ほどもお話ししましたが、定率の補助という形ですので、事業者の方にも費用負担が出てくるわけで、コストの削減、低コスト化を図っていただければその自分の分が減ってくるわけでございますから、そういう意味でのインセンティブは当然、働くと考えております。

○八田委員 定額だったら、もっとインセンティブがありますよね。自分でコストを節約したら、その分、全部、自分のものになるわけだから。だから、一番極端なのは定額ですよ。それから簡素化も必要だとおっしゃったけれども、定額はその目的にも合致しています。

それから、非効率なところからどんどんやめていってもらいたいということも、あり得ますよね。定額だったらね。

○神山課長 定額がすべてについて適用可能ということではないと思っております。今回、先ほど申し上げましたが、提案型集約化施業をきちんとできる、その体制の評価を受けた事業体に限っての事業ということでございまして、そういう意味では、私ども、試行的というところちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう形のものも踏み切ってみようという段階でございますので。

○八田委員 一步を踏み出そうというわけね。

○神山課長 そういう形のをちょっと試してみようという段階でございますので、その点については、ちょっと御了解をいただければと思います。

○米田委員 今とはとにかく定額補助をこれから始めるというので、一步前進で、私としてはそれをどんどん進めていただきたいという大前提を置いておいて、また話を先ほどに戻してしまうのですが、作業量に応じて交付されるものであるということですよ。「公益的な観点からやっているの」ということで。けれども、例えば作業道を開設するという

ことになったときに、例えばここに作業道を開設してくださいというときに、最初にその事業量がこちらの発注側から見ると明確ではないわけですよ。やってみないとどれだけの作業量がそこに入るかわからないわけでしょう。林業事業体に企画と実施が一緒に任されるわけですよ。

公共事業のように設計が完結したところで、施工を流していくという方式ではなくて、相手に設計・施工一貫でお任せするわけですよ。

○矢部課長 実はこの森林整備事業、このゾーニングの部分はちょっと特殊な補助体系を持ってまして、事後申請方式なんです。「私のところはこれだけ森林を整備したから、法律で定められた補助をちょうだいね」と事後申請します。ですから、作業道についても「作業道をこれだけつくりましたから、この分の補助金をちょうだいね」。こういう事後申請をするということですので、最初からもう公共事業の道路のようにびしっと設計してやるような性格のものではございませんので、そういう対応をしているということです。

○黒川課長 ですから、途中で設計とか考えていたものが変わっても、最後の出来上がりで補助の方は査定をしております。そういう補助、要するに事業が終わったところから補助申請をするという。

○米田委員 その評価というのは公益性発揮のための社会資本整備としてですから、当然、「これだけやりました。これだけくださいね」と来たときに、それが所定の目的を達しているかどうかを審査、評価しないといけませんよね。それはどういうふうにされるんですか。

○黒川課長 道ですと、どれだけの延長で、どういう幅員のものができたかとか、間伐であれば、どれだけの間伐の面積が実行できたかということです。

○米田委員 そのやった仕事によってその森林の公益性をどのぐらい増したかという評価はされないのですか。

○黒川課長 個別にそういうことはなかなか難しいです。

○八田委員 例えば水源かん養機能があるなら、それに対して御礼を払えば一番いいんじゃないですか。

○黒川課長 ですから、間伐をすることによって、水源かん養機能、土砂崩壊機能が高まるわけで、機能が高まることを前提に作業をしていただいたことに対して補助金を払っているわけです。

○八田委員 では、やはり効果に対して幾らこの地域では役に立ちますね、と払うのが、非常に自然な公共事業に対する評価ではないですかね。

○米田委員 出来高払いというのもありますけれども、性能評価といって、ここでこういう整備をしたらこれだけ公益的機能が上がります、これだけの機能を上げることに對して、定額でお支払いしますというのでもいいんじゃないですか。

○黒川課長 公益的機能をどう測るかというのもなかなか難しい問題がありますが、基本的には間伐をした面積に比例するものだと考えて、その作業に補助を実施しているわけで

す。

○米田委員 だから、それがなぜ公益的なものだから作業量に応じて払われたいといけ
ないのですか。ここの地域のこの山の公益性をこのぐらい上げるということの性能に対する
という条件のもとで、定額にお支払いするという方式でなぜいけないのですか。結局、出
来高払い、申告制度なのですというお話ですよ。申告制度で払われるという根拠は何か
というと、それだけの間伐をされたら、森林の公益的機能が高まったから、それに対して
お支払いしているというお話でしたよね。

であれば、どういうやり方でも自由ですが、この地域のこの山をこれだけ公益的機能を
上げるという条件で、1 ha 幾らというお金で、まとめて定額に助成しますよ、ただ、結果
は上がったかどうか、ちゃんと道をつくって、間伐されてというのを評価させてください
というのはいけないのですか。

○黒川課長 ですから、今、実際、道をつくって、間伐をして、それに対しての補助を出
しているわけです。

○米田委員 だから、そう考えれば、別に作業量に応じて単価をかけて助成しなくても、
定額で助成できるようになるんじゃないですかと言っているんです。

○八田委員 経済学的にはごくごく自然です。梶山さんのおっしゃったことも、簡潔に言
えば、木材を経済林として出すところは作業量でやると、それによって、作業量が影響を
受けるということです。しかし、公益的な観点からはそこが材木をつくっていろいろ、つ
くってしまいが、そんなもの、どうでもよくて、その公益的な効果に対して払えばいい
わけだから、それは明らかに作業量ではなくて、面積とか、そこがどういう効果を持つか
ということの評価して払うべきで、勿論、それは正確に出せませんといっても、それは概
算でいいから、作業量よりははるかにましだろうということです。

○矢部課長 作業量より、まさに面積で出していますよね。間伐面積とか。

○八田委員 そうすると、定額になりますよね。1 ha 当たり幾らとか。勿論、地域で変え
てもいいですけどね。

○米田委員 ただ、路網整備は実質的な面積、1 m 当たり幾らで出るんですよ。

○八田委員 この効果で見た方がいいでしょうということです。

○黒川課長 ですから、これを一体としているんですよ。

○米田委員 ですから、今度、入れられる定額助成はいいと思いますが、それをベースに
公益的機能のアップを考えられても、ロジックとしては考えられるのではありませんか。

○八田委員 普通の経済学で言えば、それが筋です。まさに、ピグーの補助金というもの
です。純粹に外部効果、いいことを及ぼしているものに対して、その度合いに応じて奨
励して、その仕事をやってもらいましょうというわけです。

○黒川課長 ですから、それを把握するのに、私たちは方法として面積とか事業量でやる
のが適切と思っております。

○米田委員 標準単価の作業量方式だと、やはり生産性向上のインセンティブは働きにく

いのです。それはわかります。どちらが、生産性向上のインセンティブが働くかというのと、今度、試験的に、外部で出される定額助成の方が私はインセンティブが働くと思うのです。

○黒川課長 インセンティブは、繰り返しになりますが、定率で負担があるから、低コストでやれば森林所有者の負担も減ってくる。もう一つ、今の標準単価方式は簡便な方法としてやっているわけです。さっき申しましたように、あくまでも標準的な単価でございますので、効率的にやれば、それはかかったコストよりも高い補助金をいただけるわけですから、そういう意味でのインセンティブが働くこともあります。逆に言うと、効率性の悪い事業でやれば標準単価よりも高いコストがかかりますので、そういう意味での効果も一つはあるとは思っています。

○米田委員 おっしゃることもわかるんですよ。ただ、どうしても利用間伐の場合などをベースに考えてしまうのですが、単に間伐をしましたというだけではなくて、路網整備はそれとは別に出来高で払うわけでしょう。

○黒川課長 そうですね。

○米田委員 やはり、1 m当たり単価幾ら×何mで積み上げて払われますよね。それを一体にして、トータルでお幾らと出される方が路網もいろんな工夫がされるだろうしということ。

○八田委員 米田さんは非常に根本的な論点を挙げられたと思いますので、是非、御検討をいただきたいと思います。

○事務局 ちょっと確認をさせていただいていいですか。2つだけです。52ページですが、12の最初、(1)。制度融資があって木材産業等高度化推進資金があるということですが、この融資機関は、すべての金融機関で利用できる制度融資だと思っていいですか。

○牧元課長 はい。別に金融機関によって差があるというわけではありません。

○事務局 どの金融機関もすべて利用できるということですね。わかりました。

○牧元課長 独立行政法人の農林漁業信用基金を通じて都道府県に国が金を出しているわけですね。それを都道府県から金融機関に持っていきまして、金融機関が言ってみれば、自分の資金と合わせて、2倍強調、3倍強調の資金を出していますが、その金融機関については、特段、何か区別しているわけではありません。

○事務局 もう一点だけ。(2)ですが、新しいビジネスモデルとして在庫担保とかありますが、これは「その在庫の回転が非常に速い」と書いてあるのは、伐った後の在庫の回転をおっしゃっているわけですね。伐る前の在庫の回転をおっしゃっているわけではありませんよね。

○牧元課長 そうですね。

○事務局 伐る前でいけば非常に長いですよ。今、豚でも牛でも何でも在庫担保になっている中で、もっとそれよりも寿命のある、50年単位の木が在庫担保にならないという理由は、恐らくないですよ。

○牧元課長 御趣旨は立木についてですか。御質問は木材ということでされていますので、

伐った後の木材。

立木についてはこの回答の一番下にございますように、農林漁業金融公庫（現在は株式会社日本政策金融公庫）などは具体的に担保の対象になっているということをございます。

○事務局 これは二酸化炭素も含めてですが、恐らく、今まで金融機関は、これまでの林業が収益の出ていないビジネスであったため見向きもしなかったのもあって、ようやくここで林業に収益が出てきましたから担保価値も上がってくるでしょうし、これまでは確かにおっしゃるとおりだったと思いますが、今後の見方は絶対変わってくるはずですよ。

○牧元課長 私もそうなることを非常に期待しております。

○事務局 それをなるべく検討してほしいと思います。長くなりましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。